

第3次前橋市地域福祉計画

「前橋市再犯防止推進計画」 「前橋市成年後見制度利用促進計画」

令和8年（2026）年度～令和12年度（2030）年度



前橋市

はじめに



前橋市では、地域における福祉の充実を図るべく、これまでも地域福祉計画の策定と推進に取り組んでまいりました。このたび策定いたしました「第3次前橋市地域福祉計画」は、これまでの成果を踏まえつつ、社会情勢の変化や地域課題の多様化に対応するための新たな指針として位置づけられるものであります。

本計画では、「みんなでつながり合い 支え合う 笑顔のまえばし」を基本理念に掲げ、すべての市民が尊厳を持って安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指しております。少子高齢化の進行、地域のつながりの希薄化、複雑化する生活課題等に対し、行政のみならず、地域住民、福祉関係者、企業、団体等、多様な主体が連携・協働し、地域福祉の基盤を強化していくことが求められております。

とりわけ、地域福祉の推進においては、支援を必要とする方々を単なる受け手として捉えるのではなく、地域の一員として尊重し、共に支え合う関係性を築いていくことが重要であります。市民一人ひとりが自らの役割を認識し、地域活動に主体的に参画することにより、地域の絆が深まり、地域共生社会の実現に向けた力強い一歩となるものと確信しております。

また、地域福祉の取組は、単なる福祉施策にとどまらず、幅広い分野との連携が不可欠です。多様な分野が相互に補完し合いながら、地域全体で包括的な支援体制を構築することにより、誰もが安心して暮らせる環境が整備されていくものと考えておりますので、引き続き、地域福祉の主役である市民の皆様をはじめ、様々な主体の皆様の地域福祉活動への参画とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に際し、貴重なご意見とご助言を賜りました前橋市社会福祉審議会地域福祉専門分科会の皆様をはじめ、協力いただきました市民の皆様、各種関係者の皆様に心より感謝申し上げます、あいさつとさせていただきます。

令和8年3月

前橋市長 小川 あきら

第3次前橋市地域福祉計画 CONTENTS

CHAP 1 第3次前橋市地域福祉計画の策定にあたって	-3
1. 地域福祉の考え方	-4
(1) 地域福祉計画とは	-4
(2) 地域福祉推進の考え方	-4
(3) SDGsの推進～持続可能な社会をめざして～	-4
2. 第2次前橋市地域福祉計画・地域福祉活動計画の取り組み	-5
3. データでみる前橋市の情勢の変化	-6
4. アンケートからみる前橋市の地域福祉の状況	-14
5. 地域福祉市民ワークショップの開催	-23
6. 地域福祉計画策定ワーキンググループの設置と庁内研修	-27
7. 庁内意見交換会の開催	-28
CHAP 2 第3次前橋市地域福祉計画の考え方	-31
1. 第3次前橋市地域福祉計画	-32
(1) ビジョン	-32
(2) 第3次前橋市地域福祉計画について	-32
(3) 計画期間	-34
2. 計画を推進するための共通事項	-35
3. 地域の捉え方	-36
4. 計画を推進する主体	-37
5. 計画の進め方	-39

CHAP 3 基本理念と3つの方向性	-40
1. 計画の体系図	-41
2. 基本理念	-42
3. 3つの方向性と視点に基づく施策	-43
(1)方向性1「地域の市民一人ひとりが活動に参加できる人づくり」	-43
(2)方向性2「人と人がつながり地域の様々な主体が連携できる環境づくり」	-47
(3)方向性3「だれがやっても支援の効果を出すことができる仕組みづくり」	-51
4. 前橋市地域福祉計画における「再犯防止推進計画」及び「成年後見制度利用促進計画」の位置づけと意義	-55

資料編

1. 関連計画	-59
2. 「第3次前橋市地域福祉計画」策定までの取り組み	-60
3. 委員名簿	-61



CHAP 1

第3次前橋市地域福祉計画の策定にあたって



1. 地域福祉の考え方

(1) 地域福祉計画とは

社会福祉法第107条に基づき、住民参加のもと、行政の立場から地域福祉の政策や制度等を充実させながら、地域福祉を推進していくための仕組みや体制づくりのために自治体が策定するものです。

(2) 地域福祉推進の考え方

地域福祉とは、地域で暮らす誰もが、住み慣れた地域社会の中で自分らしく誇りを持ち、安心して生きがいのある生活が送れるよう、地域住民や福祉関係者が地域における生活課題を発見し能力を発揮することでその解決に取り組むとともに、地域での支え合いや助け合いといった、地域共生社会を通じてつながりや仕組みを築いていくことです。

地域福祉活動の整備は、地域住民や福祉関係者の自主的な取り組みだけでなく、社会福祉法上の「地域福祉の推進」に基づき、市町村が地域福祉計画を策定し、地域福祉活動を推進する責務を負うことが法律で定められています。行政は、地域住民が安心して暮らせる環境を整えるため、制度や仕組みの構築、情報提供、支援体制の整備を担う重要な役割を果たします。

(3) SDGsの推進～持続可能な社会をめざして～

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、“地球上の誰一人として取り残さない”ことを誓っています。

人口減少と少子高齢化社会の進展により、社会全体の活力低下が懸念される中、SDGsの基本理念「誰一人取り残さない」は、本市が目指す地域共生社会の実現と一致しており、市民に身近な地域行政として、持続可能な地域社会づくりを進めることでSDGsを推進していきます。

本計画においても、国際社会の一員としての責務や、本市総合計画の取り組みに沿い、SDGsを踏まえて地域福祉を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(参照) 持続可能な開発のための2030アジェンダ (国際連合広報センター)

2. 第2次前橋市地域福祉計画・地域福祉活動計画の取り組み

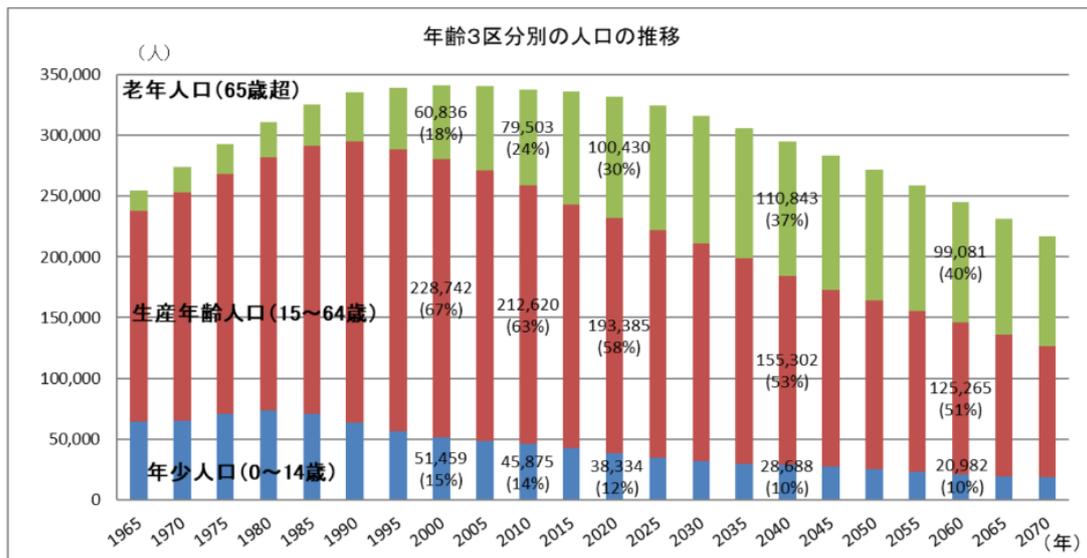
前計画である第2次前橋市地域福祉計画・地域福祉活動計画では、地域福祉の考え方に基づき、「つながり」を中心とした取り組みに加え、個別計画の理念や仕組みを横断的につなぎ、包括的に地域福祉を推進するとともに、複雑化・多様化する課題を解決できるよう「つながって 支え合う 地域共生のまち まえばし」を基本理念とし、支える側、支えられる側という関係を超え、「市民力」「地域力」を活かし、計画を推進してきました。

これらの取り組みを踏まえ、第3次前橋市地域福祉計画では、さらなる地域共生社会の実現に向けて、市民の意識や行動の変化を重視し、地域の多様な主体が連携しながら、誰もが安心して暮らせる仕組みづくりを進めることを目指します。

3. データでみる前橋市の情勢の変化

(1) 人口の動向

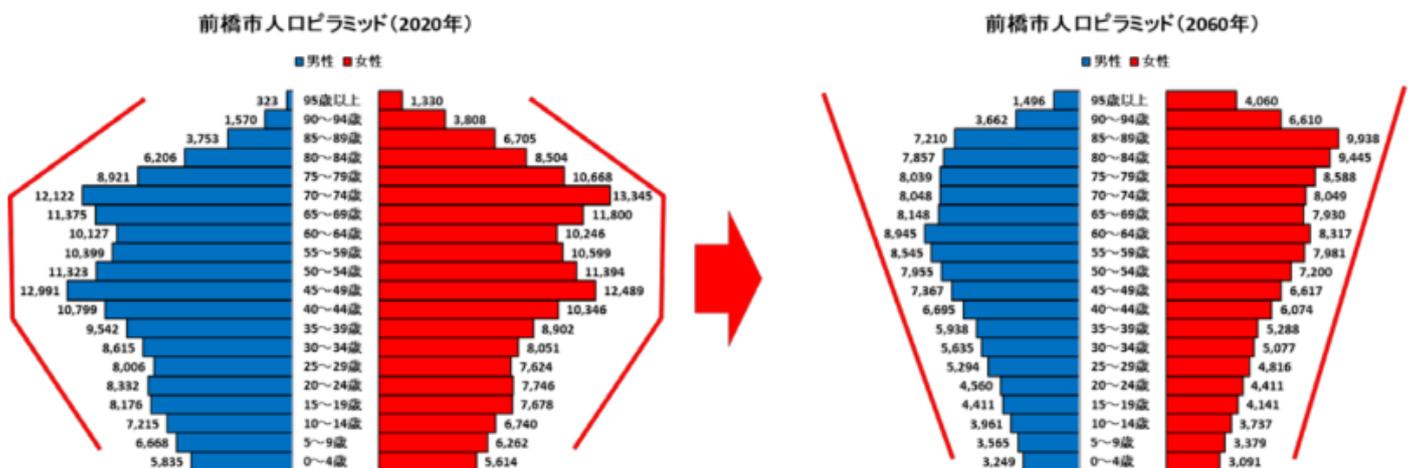
我が国は、本格的な人口減少、超高齢社会に突入しています。前橋市においても総人口の減少とともに、老年人口の増加（生産年齢人口の減少）が見られます。この傾向は今後も続くと見られており、2040（令和22）年には約37%が65歳以上の高齢者となる見込みとなっています。



出典：国勢調査

※1965年～2020年は実績値、2025年以降は社人研による推計値

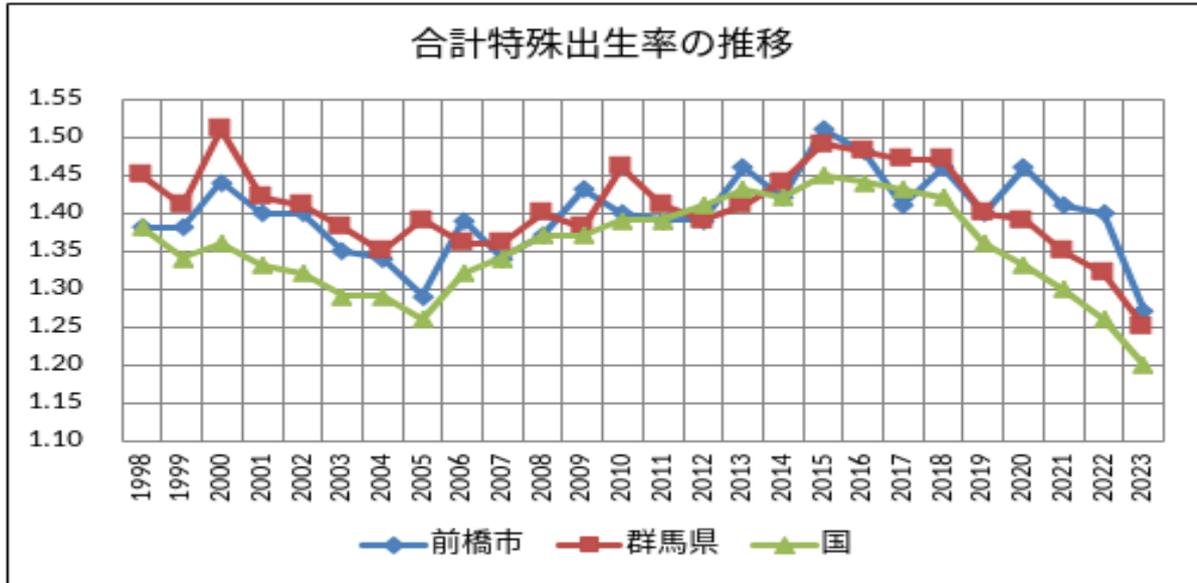
【前橋市の人口ピラミッド（2020年→2060年）】



出典：国勢調査

(2) 合計特殊出生率の推移

近年の前橋市の合計特殊出生率を見てみると、2005年（平成17年）には1.29まで下降し、2015年（平成27年）には1.51まで上昇しています。2023年（令和5年）は、過去最低の1.27となっており、こどもの数が減少傾向にあります。

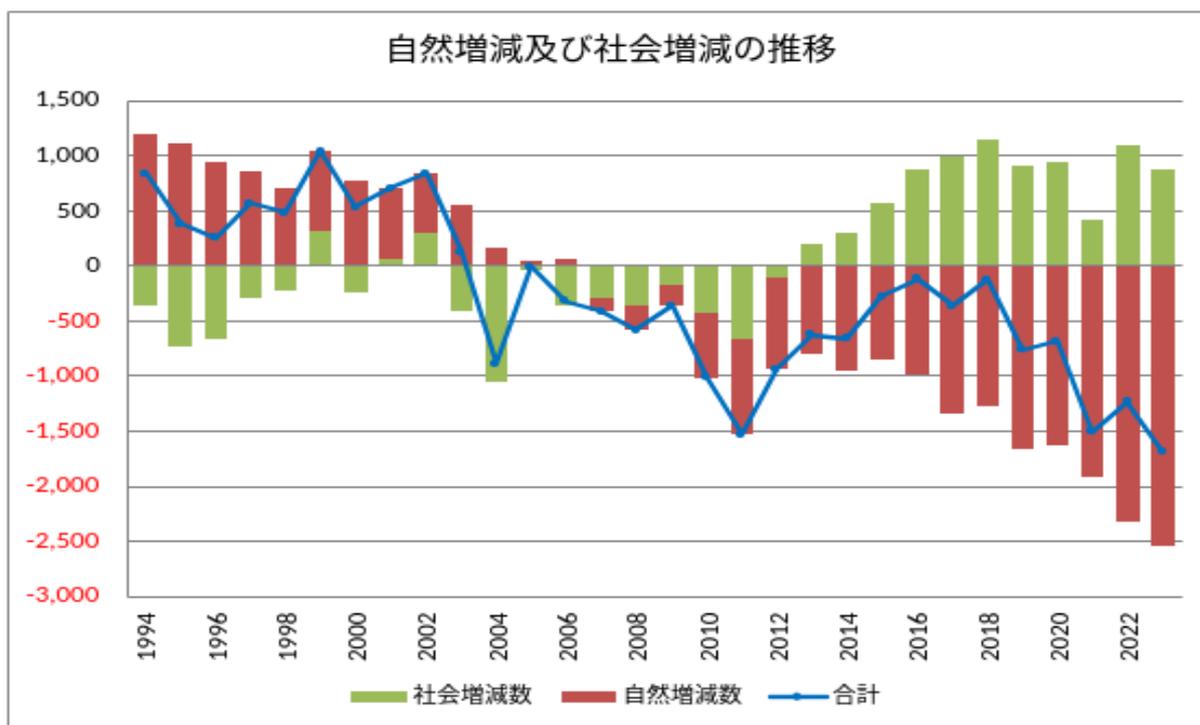


出典：群馬県人口動態調査

(3) 自然増減及び社会増減の推移

自然増減（出生数と死亡数の差）及び社会増減（転入数と転出数の差）を見ると、2003年（平成15年）までは、自然増が社会減を上回っており、人口が増加してきましたが、2004年（平成16年）には自然増が社会減を下回り、人口減少局面へと転じました。

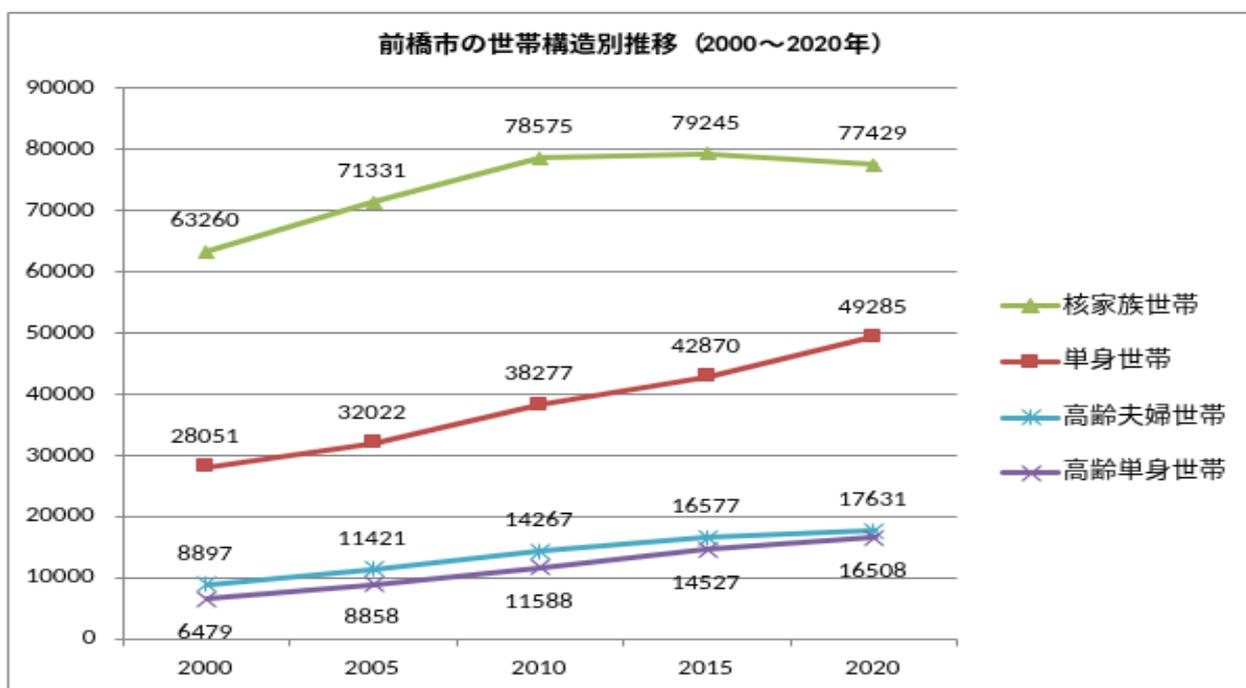
さらに、2007年（平成19年）以降は、自然増から自然減に転じたことにより人口減少が加速しましたが、2013年（平成25年）から社会減から社会増に転じると、一時的に人口減少幅が改善しました。2019年（令和元年）以降は、社会増であるものの、それを上回るペースで自然減が拡大しており、人口減少が加速しています。



出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査

(4) 世帯構造別推移

前橋市で世帯構成の最も多い核家族世帯は、2000年(平成12年)の63,260世帯から2020年には77,429世帯に増えていますが、2015年(平成27年)の79,245世帯をピークにやや減少してきています。一方で、単身世帯が増えており、2000年(平成12年)の28,051世帯が2020年(令和2年)には49,285世帯と1.76倍になっています。高齢世帯の増え方は単身世帯よりもさらに大きく、高齢夫婦世帯は1.98倍、高齢単身世帯は2.55倍と高齢化に伴う、世帯構造の変化が如実に表れてきています。



出典：国勢調査

(5) 外国人住民の推移

外国人住民は2014年（平成26年）以降、年々増加しています。

特に近年は、留学生の急増などの要因により増加幅が大きくなっているとともに、日本人の住民の数が減少していることから、総人口に占める外国人住民の割合も増加しています。



出典：外国人雇用状況の届出集計結果

(6) 生活保護の動向

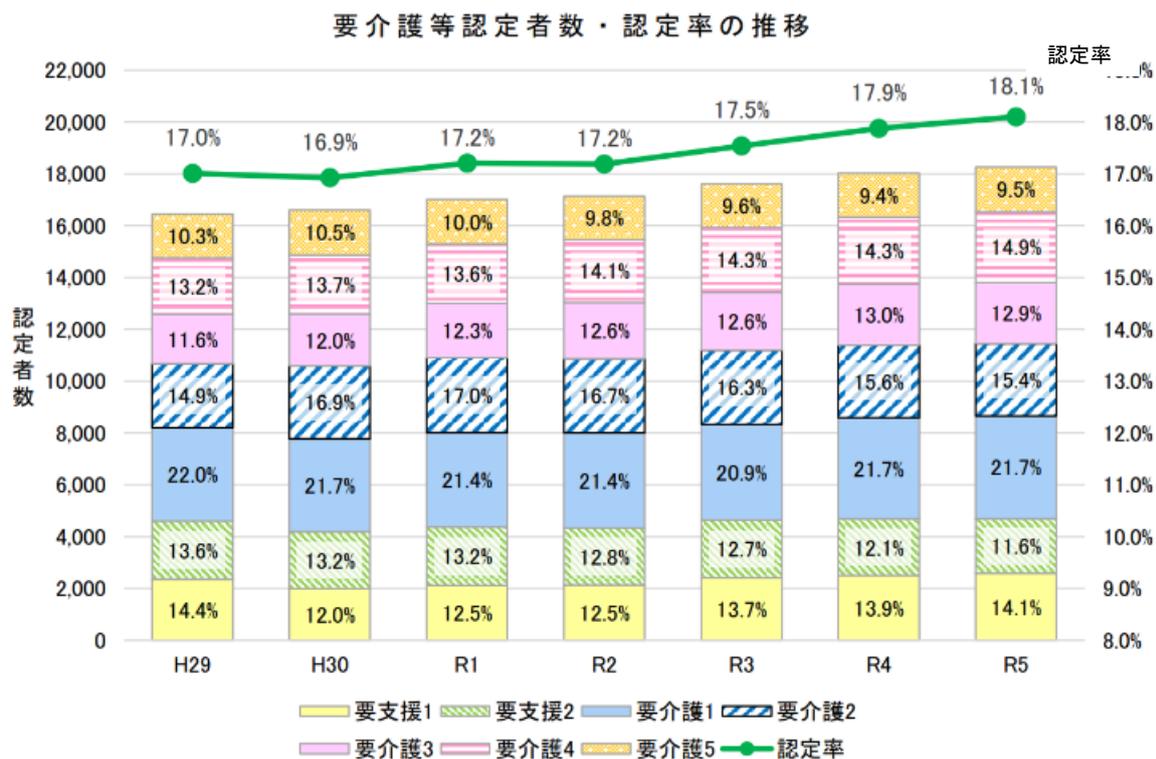
近年の被保護人員は4,200人前後、保護率は1.28%程度で横ばいとなっています。ともに2020年（令和2年）と比べると微増しています。一方で、保護費は2020年（令和2年）から増加傾向にあり2022年（令和4年）の約70億円から2024年には約78億円となっています。これは、高齢化に伴う医療・介護扶助の増加が要因と考えられます。

年度	被保護人員	保護率（人口百人当たり）	保護費（概算）
2020（令和2年）	4,138人	1.25%	約71億円
2021（令和3年）	4,131人	1.25%	約70億円
2022（令和4年）	4,200人	1.28%	約71億円
2023（令和5年）	4,225人	1.29%	約73億円
2024（令和6年）	4,186人	1.28%	約78億円

出典：前橋市統計書

(7) 要介護等認定率の動向

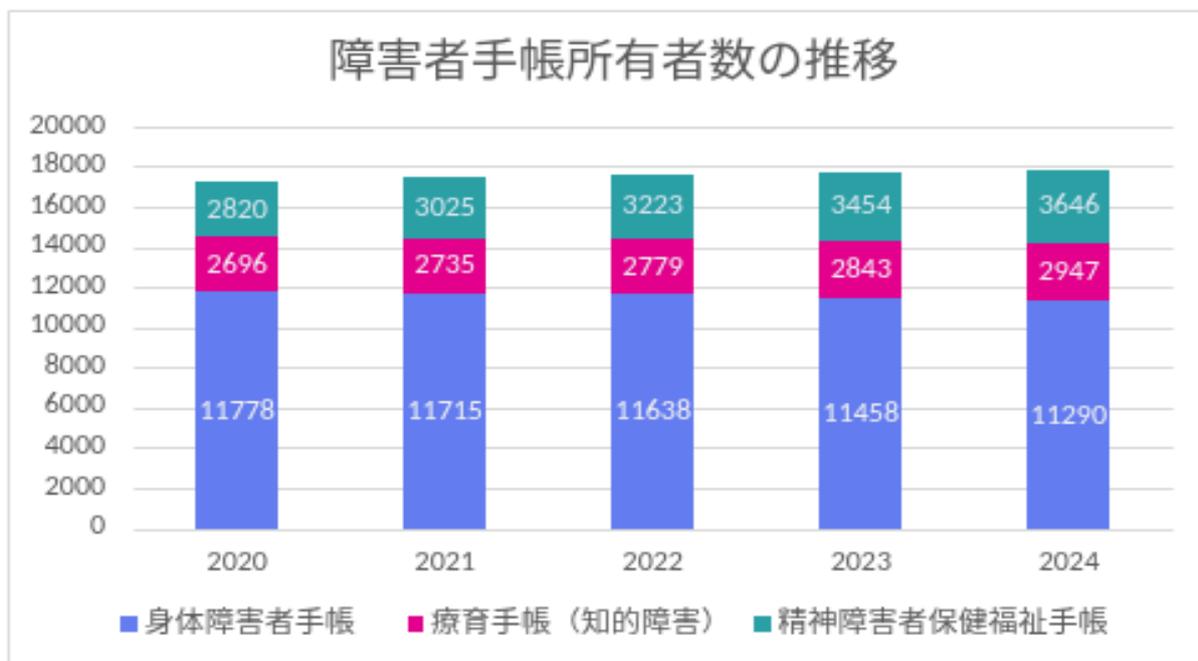
要介護等認定者数及び要介護認定率の推移は、2018年（平成30年）以降、増加傾向にあり、2023年（令和5年）では、要介護等認定者数は18,267人、要介護等認定率は18.1%となっています。要介護状態等区分は、介護の必要性の程度を示す指標であり、近年この区分に基づき認定される要介護者数は増加傾向にあります。



出典：介護保険事業状況報告

(8) 障害者手帳所持者数の動向

2020年（令和2年）から2024年（令和6年）にかけて、身体障害者手帳の所持者数は11,788人から11,290人へと少しずつ減少してきています。一方で、療育手帳（知的障害）と精神障害者保健福祉手帳の保有者は増加傾向にあり、前者は2,696人から約1.1倍の2,947人に、後者は2,820人から約1.3倍の3,646人になっています。



出典：前橋市障害福祉計画

(9) これからの地域社会の課題

前述のデータのように、本市では、総人口の減少と高齢化が急速に進行しており、2040年には高齢者が約37%を占める見込みです。これは、出生率の低下や若年層の都市部への流出、地域内の自然減などが複合的に影響していると考えられます。加えて、こどもの数も減少しており、将来的な地域の担い手不足が懸念されます。

一方で、単身世帯や高齢世帯の増加により、世帯構造が大きく変化しており、孤立や生活支援の必要性が高まっています。外国人住民の増加も顕著であり、言語や文化の違いを超えて多様な価値観を認め合う共生環境の整備が急務となっています。

生活保護率や保護費は増加しており、経済的困窮だけでなく、健康や孤立など複合的課題への対応と、生活保護に至る前の支援強化が求められます。

また、要介護認定者数の増加や障害者手帳の取得者の増加も、支援体制の充実と地域での見守り・支え合いの仕組みづくりの必要性を示しています。

このような状況の中、従来の行政や関係機関による支援策のみでは、支援を必要とする方々に十分なサービスを行き届かせることが困難になる可能性があります。

こうした課題に対応するためには、福祉分野に限らず、様々な場面において地域が果たす役割の重要性がますます高まっています。急速に進む少子高齢社会においては、地域住民が主体的に関わる仕組みづくりが不可欠です。

また、地域課題が多様化・複雑化する中で、行政や事業者のみでは対応しきれない課題も増えています。これらの課題に対しては、行政、市民、市民活動団体、社会福祉協議会、大学、企業等、様々な主体が連携し、これまで以上に課題解決に向けた体制の構築や人材の育成を進めていくことが求められます。

4. アンケートからみる前橋市の地域福祉の状況

第3次前橋市地域福祉計画の策定にあたり、広く市民の意見を反映することを目的として、市民アンケートを実施しました。本アンケートでは、地域福祉に関する市民の意識やニーズを把握し、計画の方向性に活かすことを目指しました。

今回の調査結果について、地域福祉に対する市民の意識の変化や新たな課題の把握に努め、計画の策定に資する参考資料としています。

◆調査概要

調査期間	令和7年6月1日～7月31日
調査対象	広報、LINE、メールを利用した任意回答
調査方法	2次元コードやHPを活用したWEBアンケート
調査結果	657件の回答
性別	男性39% 女性61%
年齢別	20～29歳 2.7% 30～39歳 7.1% 40～49歳 16.4% 50～59歳 21.6% 60～69歳 26.1% 70～79歳 21.7% 80歳～ 3.6% 未回答 0.4%

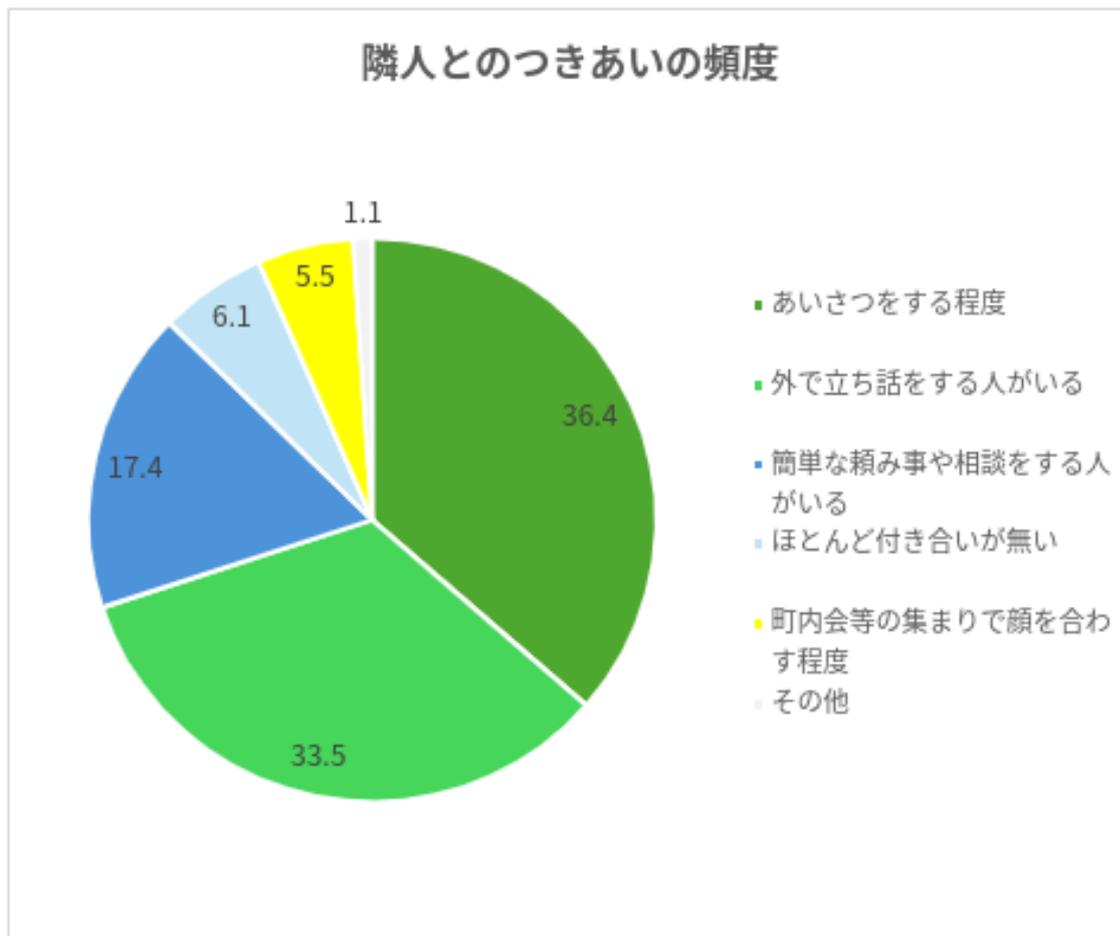
質問1 隣人とのつきあいの頻度について教えてください。

市民アンケートの結果から、地域内での人間関係は「あいさつをする程度」が最も多く、次いで「外で立ち話をする人がいる」という回答が多く見られました。一方で、「簡単な頼み事や相談をする人がいる」「ほとんど付き合いが無い」「町内会等の集まりで顔を合わす程度」という回答の順番であり、深い交流が少ない傾向にあると考えられます。

防犯や災害対応など、地域力が求められる課題に対応するためには、より交流機会を創出したり、町内会活動の活性化等が必要です。

図表

項目	回答率 (%)
あいさつをする程度	36.4
外で立ち話をする人がいる	33.5
簡単な頼み事や相談をする人がいる	17.4
ほとんど付き合いが無い	6.1
町内会等の集まりで顔を合わす程度	5.5
その他	1.1



質問2 日常の生活で（将来も含め）不安に思うこと

市民の不安は、防犯・経済・災害に集中しており、特に防犯意識の高まりが顕著です。近年の犯罪報道や災害リスクの増加が背景にあると考えられます。

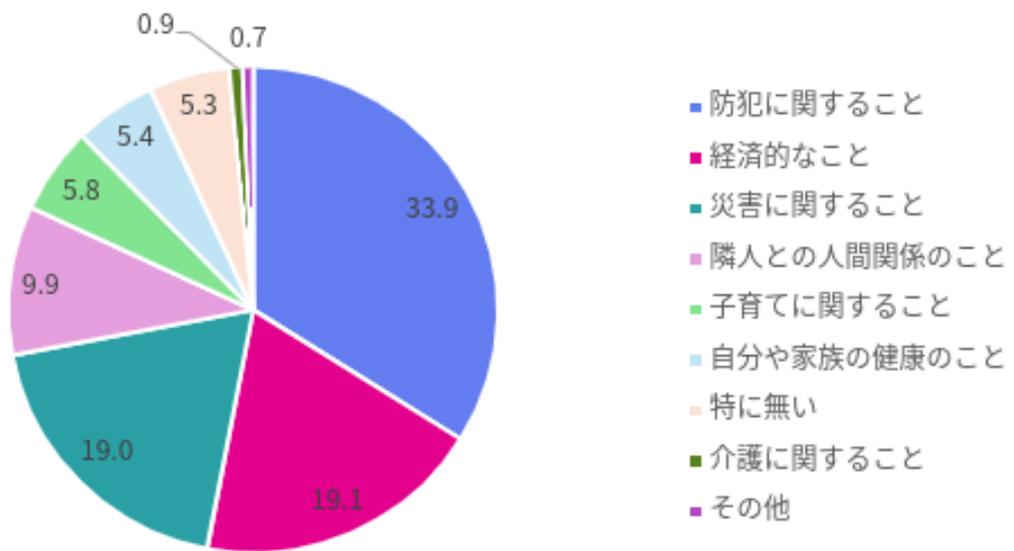
地域での交流の促進を進めるとともに、地域での防犯対策、防災体制の強化、生活支援の充実を進める必要があります。

介護に関することについての回答が低くなっていますが、前述の要介護等認定率の動向から要介護者数は増加傾向にあり課題としてとらえることができます。

図表

項目	回答率（％）
防犯に関すること	33.9
経済的なこと	19.1
災害に関すること	19.0
隣人との人間関係のこと	9.9
子育てに関すること	5.8
自分や家族の健康のこと	5.4
特に無い	5.3
介護に関すること	0.9
その他	0.7

日常生活で（将来も含め）不安に思うこと

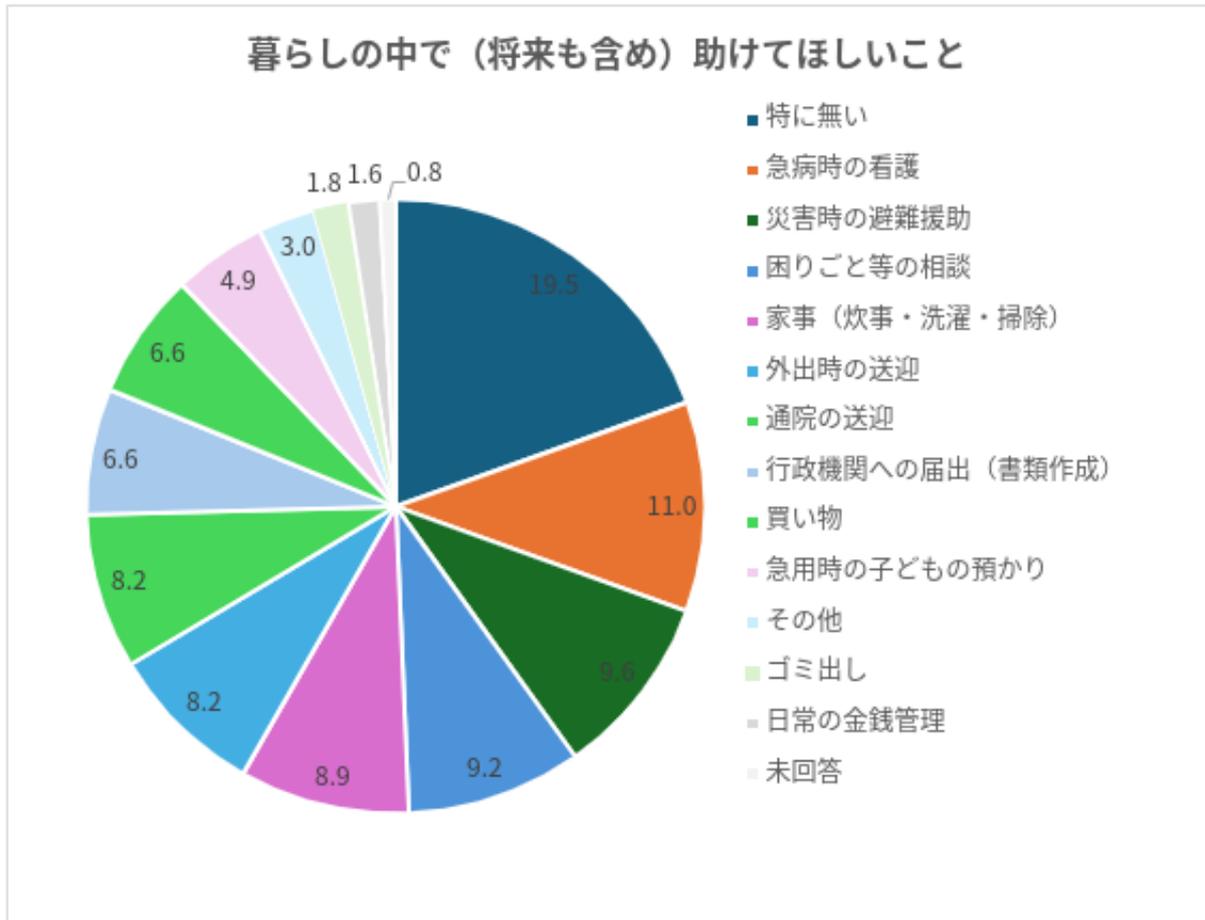


質問3 暮らしの中で（将来も含め）助けてほしいこと

暮らしの中で助けを求める内容は、特に無いという意見を除くと、急病時の看護や災害時の避難援助、困りごとの相談や家事、送迎など日常生活に関するものが一定程度あることがわかります。地域の中では、生活支援や相談体制の充実が求められるとともに、高齢者や子育て世帯への支援が重要となるため、地域での相互協力を促進し、行政の体制整備とともに、災害時や急病時に対応できる仕組みづくりが必要となります。

図表

項目	回答率 (%)
特に無い	19.5
急病時の看護	11.0
災害時の避難援助	9.6
困りごと等の相談	9.2
家事（炊事・洗濯・掃除）	8.9
外出時の送迎	8.2
通院の送迎	8.2
行政機関への届出（書類作成）	6.6
買い物	6.6
急用時のこどもの預かり	4.9
その他	3.0
ゴミ出し	1.8
日常の金銭管理	1.6
未回答	0.8



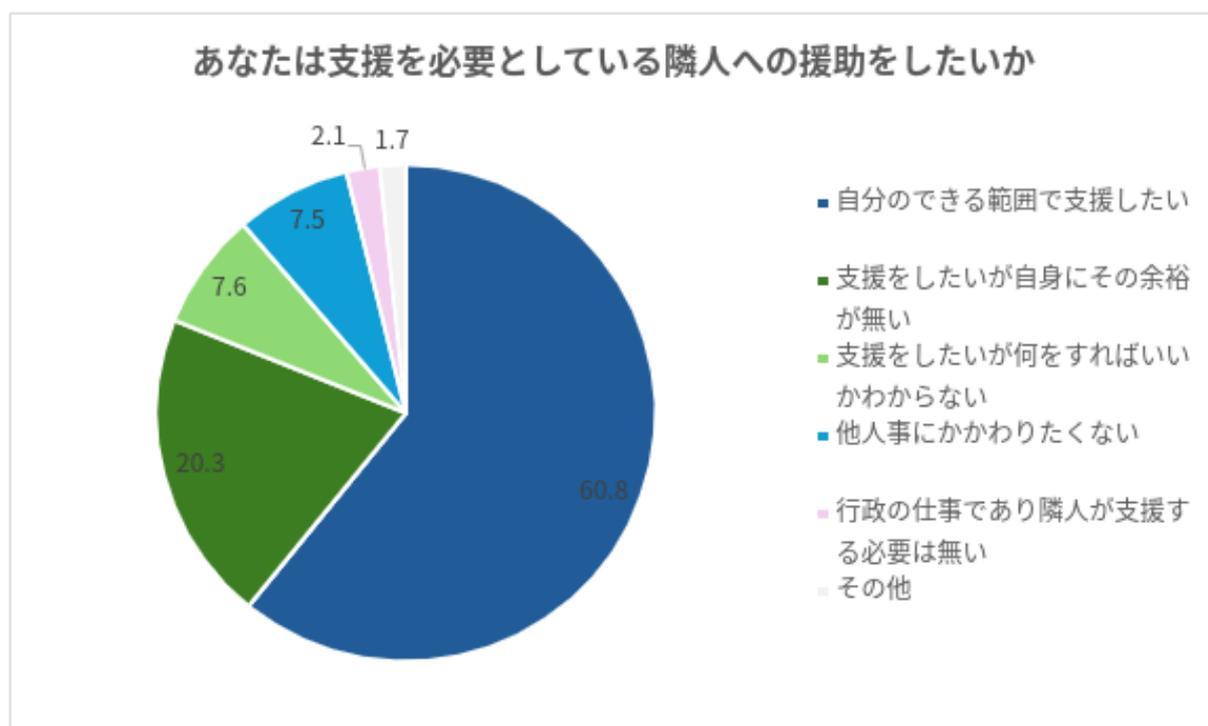
質問4 あなたは支援を必要としている隣人への援助をしたいか

多くの方が「自分のできる範囲で支援したい」と考えており、地域での助け合い意識は一定程度維持されています。また、「支援したいが余裕がない」という声も多く、時間や体力、精神的な制約が背景にあると考えられます。

今後は、無理なく参加できる仕組みづくりや、支援方法の周知を進めることが重要となるため、住民の負担を軽減しながら協力を促す取り組みが必要となります。

図表

項目	回答率 (%)
自分のできる範囲で支援したい	60.8
支援をしたいが自身にその余裕が無い	20.3
支援をしたいが何をすればいいかわからない	7.6
他人事にかかわりたくない	7.5
行政の仕事であり隣人が支援する必要は無い	2.1
その他	1.7

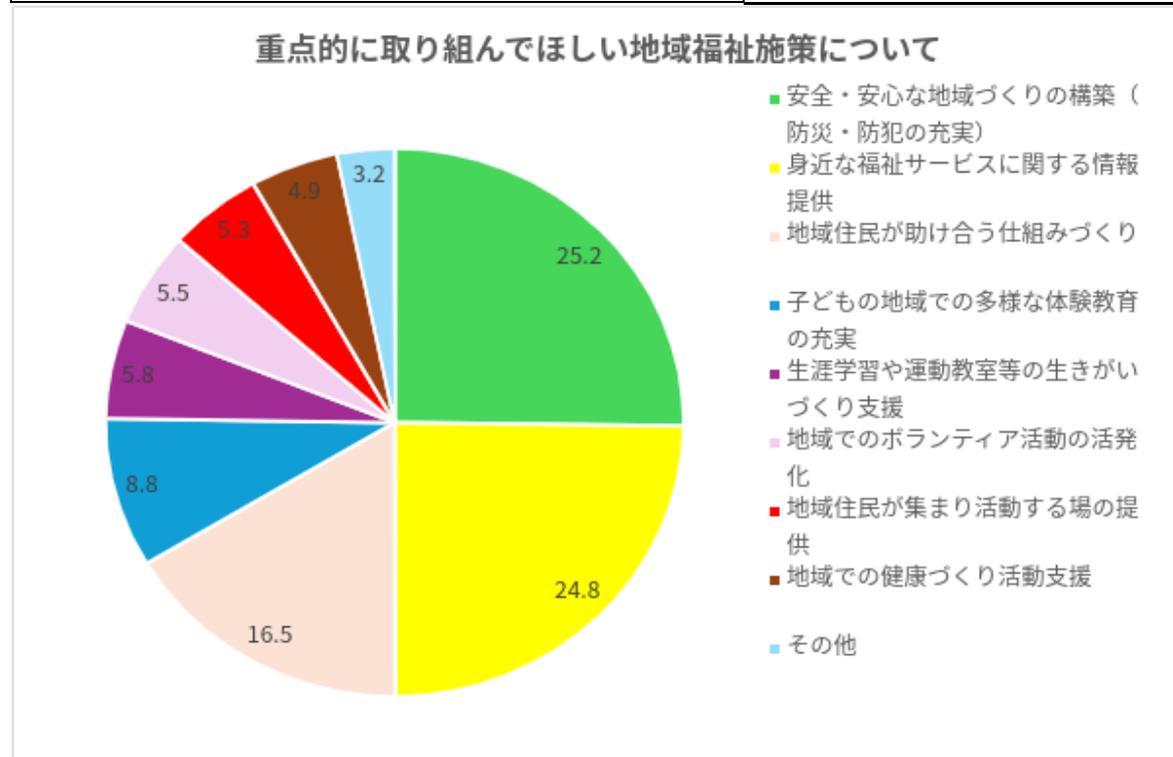


質問5 重点的に取り組んでほしい地域福祉施策について

地域福祉施策として最も求められているのは、防災・防犯を含む安全・安心な地域づくりと、身近な福祉サービスに関する情報提供です。これらは生活の基盤に直結するため、優先度が高いと考えられます。また、こどもの体験教育の充実もニーズもあり、次世代育成への関心が高まっています。今後は、防犯・防災対策と情報発信を強化し、子育て支援や多様な交流機会を創出することで地域での支え合いの土台を作ることが必要となります。

図表

項目	回答率 (%)
安全・安心な地域づくりの構築（防災・防犯の充実）	25.2
身近な福祉サービスに関する情報提供	24.8
地域住民が助け合う仕組みづくり	16.5
こどもの地域での多様な体験教育の充実	8.8
生涯学習や運動教室等の生きがいつくり支援	5.8
地域でのボランティア活動の活発化	5.5
地域住民が集まり活動する場の提供	5.3
地域での健康づくり活動支援	4.9
その他	3.2



掲載資料：地域福祉に関する市民アンケート調査（令和7年）

5 地域福祉市民ワークショップの開催

地域福祉計画の改定にあたり、市民意見を反映するための手段とすること、また、参加する市民が地域福祉課題を「自分ごと」として捉え、行動するきっかけとすることを目的として、地域福祉市民ワークショップを初めて開催しました。

ワークショップでは、「私たちの『福祉』を自分たちで考えよう」をテーマとして、前橋の地域共生社会の実現に向け、誰もが安心して住みやすい前橋にするためにはどうしたらよいか等活発な意見交換が行われました。

意見交換では「障害者」「こども・子育て」「高齢者」の3つについて、地域福祉という複合的かつ横断的な課題を見つけだすためにあえてテーマを縦割りにし、その中から共通した課題を探り前橋の地域福祉の課題について議論を行いました。

また、このワークショップを通じて、令和7年3月に本市への提案書が報告され、その中で「3つの柱」について提案があり、本計画策定の参考としました。

○前橋市 地域福祉市民ワークショップ 委員

無作為に抽出し案内を送付した人数	1,500人
無作為抽出により応募した委員（応募率）	48人（3.2%）
参加した委員の数（合計）	43人（若年層含め男女様々な年代の方）

○各回の概要

第1回会議：2024年11月2日（土）

- ・地域福祉市民ワークショップの趣旨説明
- ・自分ごと化会議の主旨説明、アンケート結果の報告
- ・前橋市地域福祉の現状説明
- ・委員の自己紹介
- ・日常感じていることや課題についてグループワーク
- ・「課題シート」の記入

第2回会議：2024年12月1日（日）

- ・第1回会議の振り返り
- ・課題解決を阻害しているカベと解決方法についてグループワーク
- ・「改善提案シート」の記入など

第3回会議：2025年1月19日（日）

- ・（一社）構想日本 加藤秀樹代表の講話
- ・前橋市町社協について
- ・ナビゲーターによる講演 伴 幸俊 「地域共生社会の実現に向けた地域づくり」
- ・グループワーク
- ・「改善提案シート」の記入など

第4回会議：2025年2月16日（日）

- ・提案書素案の概要説明
- ・提案書素案を基にグループワーク
- ・「意見提出シートの記入」など

■提案された「3つの柱」

柱 1： 人づくり

定義：社会の主要・担い手である地域の市民一人ひとりが、お互いの理解を深め、より深くつながり、多くの人々が活動に参加し、時には助け合うことで課題を解決する

柱 2： 環境づくり

定義：地域の様々な主体が連携しながら、課題解決に挑むことができる社会生活のリアルな場や基盤をつくり、活用することで課題を解決する

柱 3： 仕組みづくり

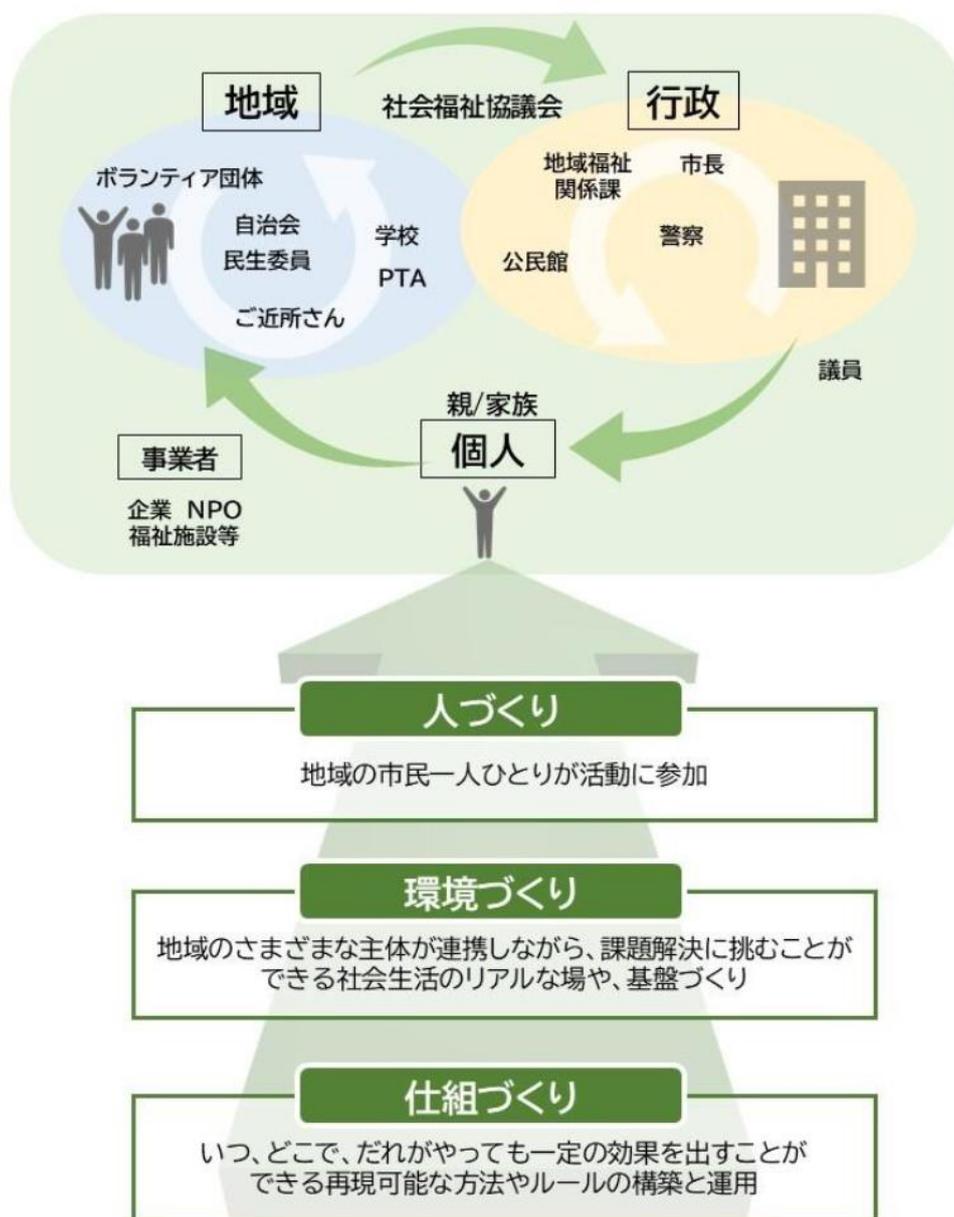
定義：いつでも、どこでも、誰がやっても、一定の効果を出すことができる再現可能な方法やルールを構築し、運用することで課題を解決する

■「3本の柱」と「個人」「地域」「行政」の役割

市民ワークショップでは、課題解決に向けた「3本の柱」を踏まえ、地域福祉を取り巻く多様な立場の関係性について議論しました。その過程で、参加者は「それぞれの立場がある」という認識を共有しました。

具体的には、個人、地域、行政といった大きな枠組みごとに、それぞれが担う役割や実行可能な取り組みを整理しました。これにより、解決すべき課題を明確化し、各主体が果たすべき役割を具体的に検討することができました。また、このプロセスは、地域課題を「自分ごと」として捉える意識の醸成にもつながりました。

なお、これらの取り組みは、各主体が個別に完結するものではなく、相互に密接に連携しながら進めることが重要であると確認されました。





市民ワークショップ風景

地域福祉市民ワークショップに参加しての意見

1. 会議に参加してみて変わったことは？

- ・ 地域のこと、身の回りのことを”自分のこと”として考えられるきっかけになった。
- ・ 自分ごと化会議という名前が本当にぴったりだと感じました。自分が当事者にならないと自分ごととして考えられないことをこういう機会を与えていただき意識して自分たちの問題として捉えることができました。
- ・ 日常的な当たり前前に生活していることを見直す機会となりました。

2. 地域福祉における「自分ごと化」とは？

- ・ 今回このワークショップに参加して私に出来ることはなにか？今後の課題が見えてきました。自分が経験してきた子育ての悩み等を話し、少しでも力になればなと思いました。
- ・ 自分の住んでいる前橋市の様々な問題、課題、要望をただ訴えるだけでなく、「自分だったら何が出来るのか」「できることから何か始めたらいい」ことかと思えます。
- ・ 自分が地域社会の一員なんだという意識や行動が大事だと思いました。

3. 会議全体を通じてのコメントや感想

- ・ 子育てがひと段落し、次は姑や親の介護が待っているので、それについても考えるきっかけになりました。
- ・ 今までの引きこもりの子育てと高齢両親のお世話を思い出して、感極まってしまったが、こういう場で話せて良かった。今後は頼るところがある。
- ・ 核家族が増え、子育てに悩みを抱えている母親は増えてきているので今後はそんな人たちに寄り添ってあげられる活動に参加していきたいと思えます。



6 地域福祉計画策定ワーキンググループの設置と庁内研修

計画策定にあたっては、専門的見地からの意見を聴くため、学識経験者5人を委員とした地域福祉計画策定ワーキンググループを設置し、この委員を中心に素案作成作業を行ったほか、各委員が講師となって市役所庁内の研修を実施しました。

令和6年度に行った庁内研修については、ワーキンググループにおける議論の中で、関係機関や団体、市との連携はもとより、市役所内部の一層の連携と協働の推進が必要であるとの認識が共有されたことから実施に至ったもので、地域福祉市民ワークショップと並行して行われました。研修は、計12回開催し、5人の委員がそれぞれテーマ設定して講師を務め、テーマごとに関係する27所属（課や係）、延べ169人が参加しました。グループワークを中心に進められ、連携・協働を行っていく組織風土づくりにつながりました。

令和6年度 地域福祉チームづくり研修 日程及び研修テーマ	
日程・会場	研修テーマ
12月9,19日（月）14:30～	地域福祉課題に関する業務を担当する課の職員同士のチームビルディング
12月20日（金）14:30～	災害時の指定避難所における要配慮者に対する民生委員の役割について
1月24日（金）14:30～	電動車いす利用者の買い物の利便性を図るための取り組みについて
1月30日（木）14:30～	認知症フレンドリーな街づくり
2月7日（金）14:30～	健康寿命延伸につながる前橋市のまちづくり
2月17日（月）14:30～	元気に歳を重ねる（健康増進・介護予防）まちづくり
2月20日（木）14:30～	支援対象者をどうとらえるか—対象把握の視点—
2月28日（金）14:30～	障害があっても豊かに暮らせる前橋市（就労支援・社会参加）
3月13日（木）14:30～	事例検討—複合的な課題を抱える子育て家族の支援を考える—
3月19日（水）14:30～	複合的課題を抱える高齢者への支援

7 庁内意見交換会の開催

令和7年度には、策定ワーキング委員をファシリテーターとして、市役所関係所属職員及び前橋市社会福祉協議会職員も加わり、地域福祉計画（案）の策定に向けた議論を行いました。ここでは、市民ワークショップで提案された「3つの柱」を基に、具体的な計画内容について次のように検討を進めました。

まず、地域福祉の視点から「3つの柱」に沿って「前橋市が20年後にありたい姿」を設定し、それを実現するために「現状と課題」を整理しました。次に、それらの課題を「解決するためのアイデア」として出し合い、さらにそこから導き出される、より具体的な「5年後にありたい姿」について議論を深めました。なお、これらの議論は、目標達成までの因果関係を整理するロジックモデルの手法を活用して体系的に進められました。

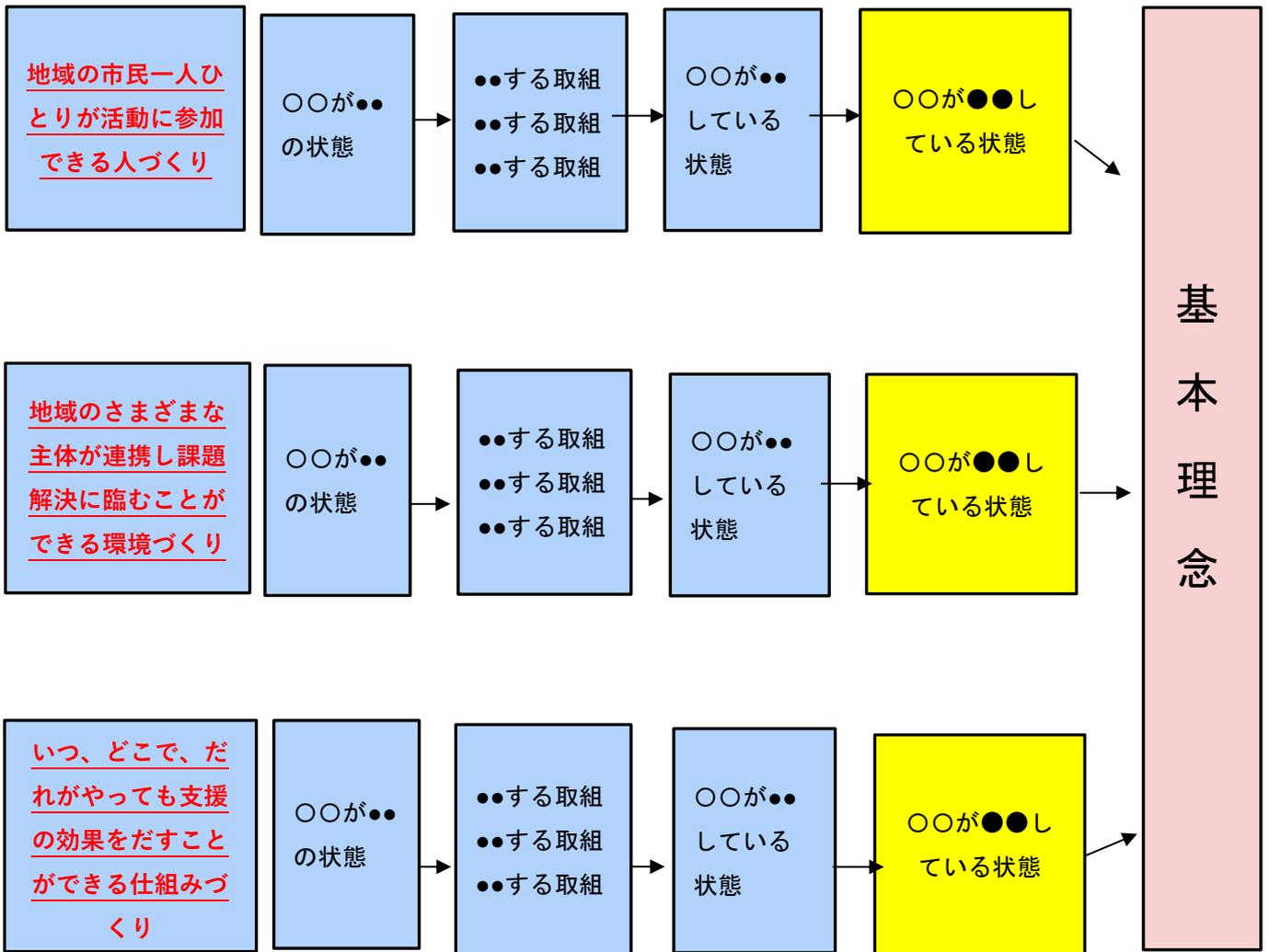
加えて、参加者全員で計画全体を貫く「基本理念」についても意見交換を行いました。後述の基本理念『みんなで つながり合い 支え合う 笑顔のまえばし』は、市民ワークショップで提案された考えを基に、ワーキンググループで議論を重ねて決定しました。議論では、地域のつながりを強化し、誰もが安心して暮らせるまちを目指すという方向性を共有し、理念の言葉に込める意味を確認するとともに、これまでの議論の一連の流れを改めて認識することで、地域福祉計画の根幹となる基本理念を明確にしました。

また、地域福祉計画は、市役所や関係機関の内部だけで完結するものではなく、地域住民の参加を得ながら、地域全体の生活課題を明らかにし、その解決に向けた施策を計画的に整備することを目的としています。

そのため、議論においては、各所属組織の立場にとどまらず、一市民としての視点も踏まえながら、広く地域福祉について意見を交わしました。

なお、ワーキンググループの開催にあたっては、社会福祉審議会地域福祉専門分科会の委員にもご同席いただき、委員の皆様からのご意見を伺いながら議論を進め計画素案の形としてまとめ、整理、点検を行い、社会福祉審議会地域福祉専門分科会の承認過程へとつなぎました。

3つの柱	現状・課題	解決するためのアイデア	5年後に ありたい姿	20年後にありたい姿
------	-------	-------------	---------------	------------



3つの柱 ロジックシートの作成 全体図（地域福祉計画策定ワーキンググループ研修資料）



ワーキンググループ風景

前橋市地域福祉計画の策定体制

社会福祉審議会 地域福祉専門分科会

常設機関
計画に基づく事業の評価を行う
計画案の諮問答申を行う

地域福祉市民ワークショップ

地域福祉に関する市民ワークショップ
議論の結果を提案書として市へ提出

市民

地域福祉計画策定のためのアンケート
パブリックコメントの実施

学識経験者を中心とした 地域福祉計画策定 ワーキンググループ

令和6年度に庁内で「チームづくり研修」を実施

庁内意見交換会

令和7年度、庁内及び関係機関とともに計画策定に向け学識経験者などで検討し、協働し計画の策定について進める

策定体制

CHAP 2

第3次前橋市地域福祉計画の考え方



1. 第3次前橋市地域福祉計画

(1) ビジョン

第3次前橋市地域福祉計画は、まちづくりの基本理念を表す「ビジョン」を市民・行政・各種関係団体それぞれが念頭におきながら計画を推進していきます。

本市には、水と緑にあふれる豊かな自然環境、絹遺産をはじめとする歴史文化、充実した医療環境、全国有数の農業生産力等、多くのまちの誇りや可能性があります。これらは、このまちで暮らしてきた多くの人たちが、永きにわたって愛し、守り、育て、残してきた財産であり、ここ前橋が、人々の暮らしを支え、「良いものが育つ場所」であることの証です。

そこで、「前橋の未来に向かって、これまで大切にしてきたまちの誇りや可能性を受け継ぎ、磨き育て、新たな価値を生み出しながら、将来を担う子や孫たちの世代に未来への襷（たすき）として繋いでいくことを、ここで暮らすすべての人で実現する。」という思いを込めて、

「めぶく。～良いものが育つまち（Where good things grow.）～」を地域全体で共有していくビジョンとして掲げます。

(2) 第3次前橋市地域福祉計画について

市はこれまで、地域福祉の理念を実現するために、前橋市地域福祉計画を策定し、計画の進捗と社会環境の変化に合わせて見直しを行ってきており、今回が第3次前橋市地域福祉計画（以下「本計画」）となります。

本計画は地域福祉における総合計画として、各分野における重点施策を総合的に推進していくとともに、市民・行政・各種関係団体等が地域福祉の推進を目指し、地域共生社会とともに築き上げていくための計画でもあります。

さらに、本計画は福祉分野の総合計画として、第七次前橋市総合計画と相互に連携・補完するものです。

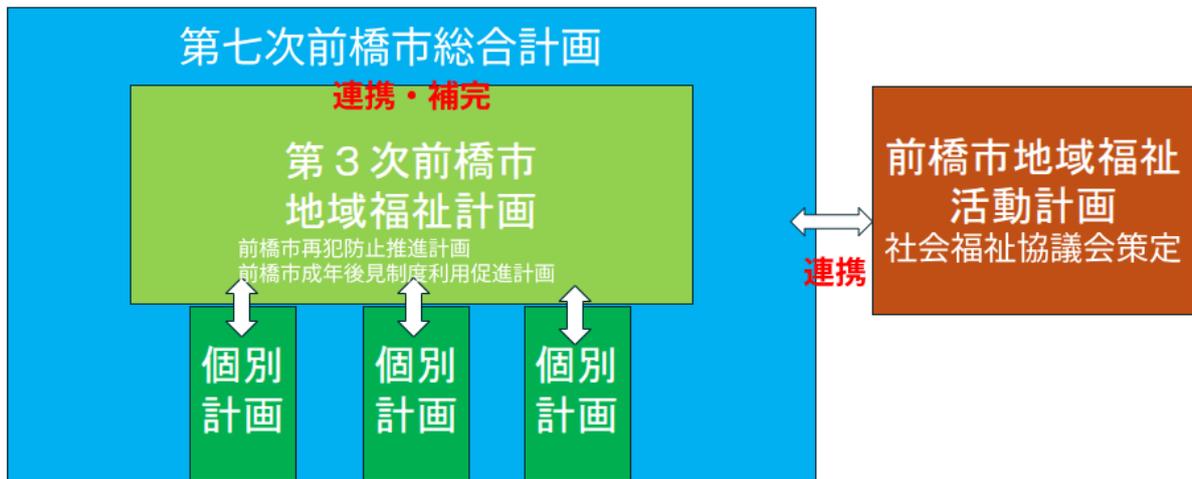
また、本市では、前橋市こども計画や前橋市老人福祉計画・前橋市介護保険事業計画（まえばしスマイルプラン）、前橋市障害者福祉計画（は一とふるプラン）等の分野ごとの個別計画が策定されており、本計画は、これらの分野別計画が連携して、市民の課題に対応できるように、分野別計画の理念・目標等を包含するとともに、これらが相互に連携・補完しあう、総合的な計画という意義があります。

前計画である第2次前橋市地域福祉計画では、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に定めた内容でありました。本計画においては、改めて地域福祉計画のみとして、理念に重点をおいた計画となります。

地域福祉計画は理念を示し、地域福祉活動計画は住民や団体の具体的な取り組みを定めるものです。両者を分けて策定することで、役割や責任が明確になり、主体ごとの計画運営がしやすくなります。また、活動計画は地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となり、住民参加の促進にもつながります。

なお、本計画と前橋市社会福祉協議会が定める地域福祉活動計画とは基本理念等を共有し相互に協働・連携した取り組みを進めながら、整合性を図ります。

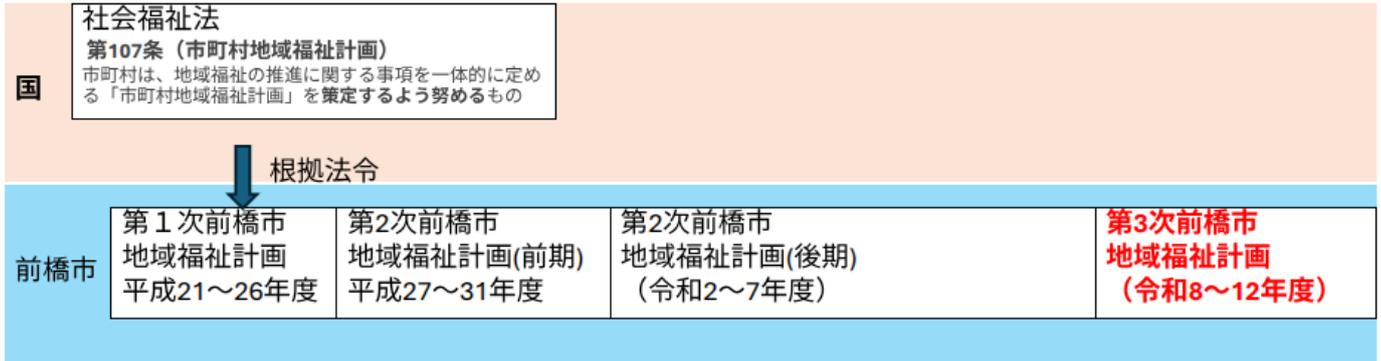
また、地域福祉計画との関わりの深い、「成年後見制度利用促進基本計画」「再犯防止推進計画」についても包含し策定しています。



計画体系図

(3) 計画期間

本計画は、令和8年(2026)～令和12年(2030)年度までの5か年計画です。前計画である、第2次前橋市地域福祉計画においては、10か年計画(5年経過後に中間見直し、令和6年度に1年延長)でしたが、社会情勢の変化や市民ニーズに柔軟に対応するため、計画期間を5年間とし、進行管理と評価を通じて、次期計画への改善サイクルを確立します。



2. 計画を推進するための共通事項

本計画は個別の福祉分野にとどまらず、本市の福祉の総合計画として、地域全体の福祉力を高めるためのものであり、基本理念を推進するため、高齢者、障害者、こども等、支援を必要とするすべての住民が、地域で安心して生活できるよう以下の共通の視点に基づき各施策を展開していきます。

(1) 地域共生社会の実現

年齢や障害等の有無にかかわらず、誰もが支え合い、存在感を持って暮らせる地域づくりを目指す。

(2) 情報共有と相談支援の充実

支援を必要とする人が適切なサービスにつながるよう、情報共有（提供と享受）と相談支援体制を充実する。

(3) 地域福祉を支える社会福祉事業の質の向上を促進

地域福祉の基盤を支える社会福祉事業の健全な発達は、住民の安心と福祉の質の向上に直結する重要な要素であり、民間による多様なサービスの提供とその質の向上を促進する。

(4) 住民主体の福祉活動の促進

地域住民が主体的に福祉活動に参加できる環境を整え、地域のつながりと支え合いを強化する。

(5) 包括的な支援体制の整備

地域住民等と支援関係機関による地域福祉の推進のため相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に向けた支援が包括的に提供される体制を整備する。

(6) 権利擁護と差別のない社会の形成

すべての人の人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現に向けた啓発活動を推進する。

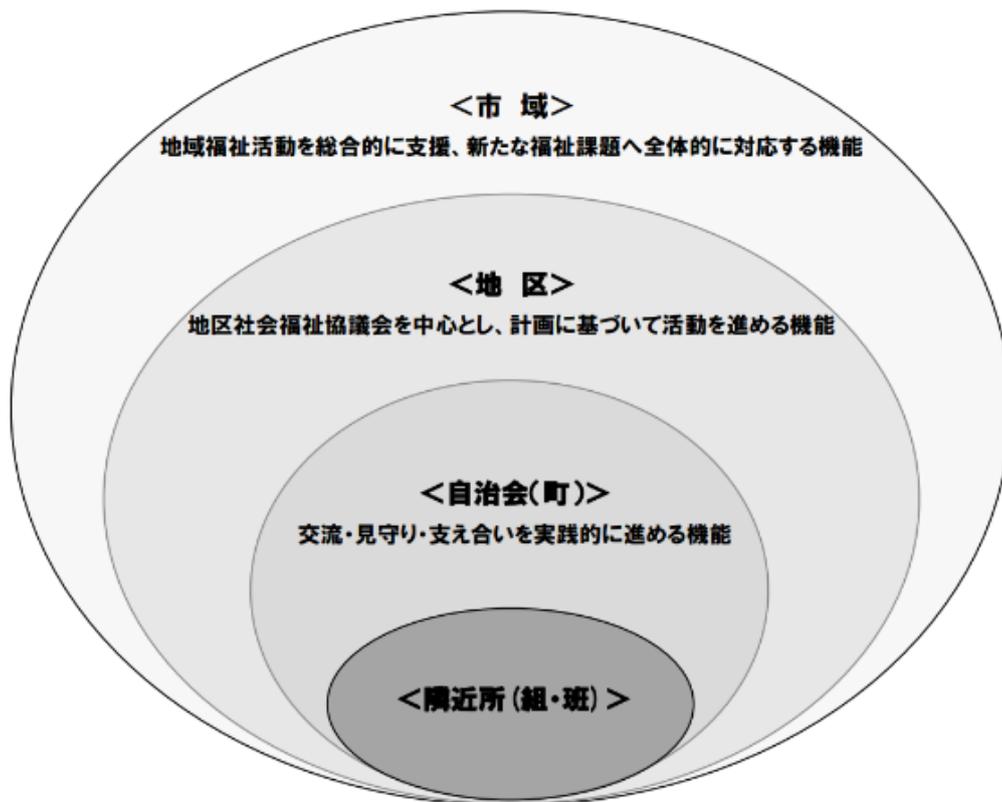
3. 地域の捉え方

支援を必要とする市民へのサービスの提供や市民を主体とする地域福祉の推進を具体化していくためには、いかに施設や人材等の社会資源をネットワーク化し、実効性のあるサービスの提供や市民活動に生かしていくかが問われています。

このため、市民の誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けられること、また、市民が利用しやすく参加しやすい面的な整備の考え方が必要です。

本市において具体的に地域福祉を推進していくにあたり、市民から見た基礎的な市民活動の単位となる「地域」の捉え方については、組織的な活動基盤を持つ「地区」を単位とした圏域を基本にし、「交流・見守り・支え合い」の日常生活支援活動や身近な福祉課題を発見する機能については、自治会（町）を単位とした圏域を基本とします。

図表2 地域福祉推進の圏域設定の考え方



4. 計画を推進する主体

地域福祉の推進においては、様々な立場の人々が連携することが不可欠です。多様な主体がそれぞれの強みを活かしながら、役割分担と協働を通じて、複雑化・多様化する地域課題に対応していくことが求められています。

また、住民一人ひとりが地域の課題を「自分ごと」として捉え、積極的に関わる意識を持つことが、支え合いの仕組みを地域全体で築くための重要な鍵となります。こうした取り組みを通じて、持続可能な地域福祉の実現が可能となります。

主体	担うべき役割・あり方
行政	地域福祉の推進に向けた仕組みを構築し、幅広いセーフティネット機能を整備するとともに、各主体と協働して必要な支援を行います。
前橋市社会福祉協議会	地域福祉のネットワークの核として、地域福祉活動計画の具体化と先駆的な事業の企画・提案を行い、地域福祉の推進を担います。
市民	こどもから大人まで全ての市民が、地域共生社会の実現を意識し、互いに思いやりを持ち、社会とのつながりを維持・構築するよう努めていきます。
地域住民組織	自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、子ども会、町社協(※1)等は、地域の絆を深め、参加しやすい環境を整えながら、地域福祉活動を推進します。
地区社会福祉協議会(※2)	地域住民組織と連携し、地域の生活課題を発見・共有し、協働してその解決に取り組む役割を担います。
NPO 法人・ボランティア	各団体の持ち味を活かし、他の主体と協働しながら、地域の福祉課題に柔軟に対応していきます。またボランティア活動を行う仲間を増やします。
教育機関等	専門知識を持つ人材の育成に加え、地域と連携して生涯学習や防災活動を推進します。学校教育においても地域とつながる機会を増やし、主体的に生きる力を高め、地域共生社会の理解者を育成します。
社会福祉事業者等	豊富な人材や専門的なノウハウを地域に向けて発揮し、身近で開かれた拠点として、地域の福祉課題に対応します。
保健医療機関等	市民の健康と生命を守るため、適切な医療を提供するとともに、医療・保健・介護・福祉の連携を進め、地域の支援体制を強化します。
地域の企業・事業所	企業の社会的責任を果たす CSR 活動(Corporate Social Responsibility)として地域福祉に参画し、雇用の安定や多様な働き方の推進を通じて、地域の福祉力向上に貢献します。

※1 町社協：住民に身近な町（自治会）単位で住民同士で交流、見守り活動を実践し、課題解決に取り組み、地域における支え合い活動を行う組織です。

※2 地区社会福祉協議会（地区社協）：複数の町を含む広域的な単位で、それぞれの地区での生活課題を共有し、皆で住みよいまちづくりの実現に向けて活動を行う組織です。

5. 計画の進め方

本計画に掲げる基本理念の実現に向け、3つの方向性に基づき施策を進めていくため、各方向性について「定義」「現状・課題」「解決に向けたアイデア」「5年後の目指す姿」「20年後の目指す姿」についてそれぞれ記載します。

(1) 進行管理

各方向性について計画の進行管理のため、従来の量的指標ではなく、インタビューやワークショップ等市民の意見等、地域住民や関係者へのヒアリングを通じて、市民の意見や課題認識を把握する質的指標を取り入れることで検証を進め、課題の解決や予防・早期発見・支援体制の見直しを目指すとともに、次期地域福祉計画にも反映させていきます。

(2) 検証・評価のイメージ

検証・評価については、大きく以下のような方向で進めていきます。

- ① 3つの方向性ごとに最終目標を想定。
- ② 各方向性の推進（最終目標の実現）のための視点を整理
- ③ ②に資する事業・取り組みを整理
- ④ 質的指標を調査
- ⑤ 指標と最終目標とを検証し、次期計画の重点や施策について反映させる



CHAP 3

基本理念と3つの方向性



1. 計画の体系図



2. 基本理念

第3次前橋市地域福祉計画は、その基本理念を次のとおり定めます。

みんなでつながり合い支え合う笑顔のまえばし

この基本理念には「地域で互いにつながり、支え合うことで、誰もが笑顔で安心して暮らせる前橋を目指す思い」が込められています。

誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、この理念のもと、本市は、すべての市民、事業者等と共に、地域福祉の推進に取り組みます。

年齢や性別、障害の有無、国籍、文化や経済的側面等の違いを超えて互いを尊重し、つながり支え合って、誰もが自分らしく生きがいを持って暮らせるまちづくりを目指します。

地域の中で孤立や不安を抱える人に目を向け、日常の中で小さな変化に気づき、声をかけ、寄り添い、必要な支援につなげ、気持ちが笑顔になれるような、誰もが安心して暮らせる地域共生社会を築きます。

前橋への愛着と誇りを持ち、共に育み、共に築く地域福祉を通じて、「みんなでつながり合い 支え合う 笑顔のまえばし」の実現を目指します。

3. 3つの方向性と視点に基づく施策

「方向性1」

地域の市民一人ひとりが活動に参加できる人づくり

地域住民が主体的に地域福祉活動に関わることができるよう、**人材の育成**を通じて、誰もが参加しやすい地域づくりを目指します。

【視点1】 地域活動の内容を地域に知ってもらうための情報発信を担う人材づくり

【視点2】 地域活動に関心のある人が行動に移せる人材づくりの取り組み

【視点3】 地域や人に関心を持つことができる取り組み

現状と課題

- ・住民が地域福祉に関心があり何かしたいと思うが、どうしたらよいかわからない
- ・地域活動に新たなメンバーが入りづらい雰囲気がある
- ・地域や人とのつながりを意識する機会が少ない

現在、地域福祉活動に関して、住民の関心はあるものの、実際に行動に移すためのきっかけや方法が分からず、参加に至らないケースが多く見られます。多くの人が「何かしたい」と思っているにもかかわらず、どこに相談すればよいのか、どのように関わればよいのかが不明確な状態です。

また、地域活動の担い手不足により、参加することによる個人の負担が増すことへの懸念等から、担い手の世代交代や多様化が進みにくい状況となっています。

さらに、地域や人とのつながりを意識する機会が乏しく、近隣住民との交流が少なくなっていることも課題です。日常の中で困りごとや悩みを共有する機会が減り、孤立感を抱える住民も少なくありません。

解決に向けたアイデア

- ・ 地域活動の内容を地域に知ってもらうための情報発信を担う人材づくりの取り組み
- ・ 地域活動に関心のある人が行動に移せる人材づくりの取り組み
- ・ 地域や人、隣人や要支援者に関心を持つことができる取り組み

地域福祉活動への参加を促進するためには、住民が活動の内容を理解し、関心を持ち、行動に移せる人材づくりが重要です。

まず、地域活動の内容を広く地域に伝えるために、情報発信を担う人材の育成が求められます。活動の魅力や意義を分かりやすく伝えることで、住民の理解と参加意欲を高めることができます。

次に、地域活動に関心を持つ住民が、実際に行動に移せるように気軽に関われる場や役割を用意することで、地域に関わる人材の育成を図ることができます。

さらに、福祉への関心を持ち、支え合う方法を学び、触れ合いながら考え、自分たちで行動できる人づくりを進めていきます。特に、こどもをはじめとした多様な世代の意見を聞き、地域の課題を共に考えられるような人材の育成が重要です。これにより、地域福祉を「自分ごと」として捉える意識が醸成され、持続可能な地域共生社会の基盤が築かれていきます。

5年後の目指す姿

- ・ 地域活動の情報を発信する人材が育成され、SNS等の情報発信やICTの活用を通じて活動内容が定期的に共有されている。
- ・ 地域福祉活動に理解のある人が活動に参加している状態
- ・ こどもをはじめ様々な世代の意見を取り入れた地域活動が展開され、世代を超えた交流が生まれている。

地域内では情報発信を担う人材が複数人育成され、活動内容や支援情報が定期的に発信されることで、住民一人ひとりが地域の情報を自然に受け取ることができ、関心を持つきっかけが増えています。

さらに情報を通じて、地域の魅力や人とのつながりが深まることから、地域の活動に理解が深まるとともに、地域の活動に参加しやすい雰囲気づくりが醸成されています。

また、こどもをはじめ様々な世代の意見が地域活動に反映され、世代間の理解と協力が進み、地域に関わる人が自然に増えています。

20年後の目指す姿

思いやりを持って主体的に考え行動している人が地域に多くいる状態

- ・ 地域住民が互いに思いやりと支援力を持ち、主体的に地域の課題に取り組む姿勢が根付いている。
- ・ 地域福祉活動が日常の一部として自然に行われ、誰もが安心して暮らせる地域社会が実現している。
- ・ こどもから高齢者まで、多様な世代が互いの意見を尊重しながら地域課題に取り組む姿勢が育まれている。

地域住民一人ひとりが互いに思いやりを持ち、地域の課題に対して主体的に関わる姿勢が地域全体に根付いています。誰かの困りごとを自分ごととして捉え、自然に手を差し伸べる支援の習慣が広がっています。

さらに、地域福祉活動は特別なものではなく、日常の一部として当たり前に行われており、誰もが安心して暮らせる地域社会が実現しています。住民同士のつながりが深まり、支え合いの輪が広がることで、すべての人が尊厳を持っていきいきと暮らせるまちが形成されています。

また、こどもから高齢者まで、多様な世代が互いの意見を尊重しながら地域課題に取り組む姿勢が育まれており、世代を超えた協働によって地域の力がより強く、持続可能なものとなっています。

視点に基づく施策

<方向性 1 > 「地域の市民一人ひとりが活動に参加できる人づくり」	
【視点1】	地域活動の内容を地域に知ってもらうための情報発信を担う人材づくり 地域活動の内容を広く地域に伝えるために、情報発信を担う人材の育成を行い、活動の魅力や意義を分かりやすく伝え、住民の理解と参加意欲を高める。 (例) 地域の情報発信や広報活動を担える人材の養成
【視点2】	地域活動に関心のある人が行動に移せる人材づくりの取り組み 地域活動に関心を持つ住民が、実際に行動に移せるよう、参加のハードルを下げて気軽に関われる場や役割を用意し、経験を通じて活動の担い手を育成する。 (例) サロン、地域活動等地域で支え合う場や機会の拡充
【視点3】	地域や人に関心を持つことができる取り組み 地域や人への関心を育むため、様々な世代の住民同士が交流し、互いの存在を身近に感じられる機会を創出し、交流や経験を通じて地域活動の担い手を育成する。 (例) 子育て世代と高齢者世代が交流する参加者の拡充



直接成果の検証
(質的指標) 情報発信の内容や媒体、市民の反応などの評価や、地域活動への参加者の満足度の向上



本市が目指す20年後の姿(最終目標)
思いやりを持って主体的に考え行動している人が地域に多くいる状態

「方向性2」

人と人がつながり地域の様々な主体が連携できる

環境づくり

地域の多様な主体が互いに連携し、人と人がつながり、課題を共有・解決できる環境を整えることで、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

【視点1】地域の中で人と人がつながり、支え合える関係性を築く取り組み

【視点2】ICTを活用した相談対応の取り組み

【視点3】地域組織の育成及び地域リーダーの役割分担

現状と課題

- ・ 地域のつながりが希薄化している
- ・ 自分と他者が抱える生活課題を共通の課題として認識できていない
- ・ 地域活動の担い手の偏り

地域住民同士の関係性は「あいさつをする程度」が最も多く、次いで「外で立ち話をする人がいる」という回答が多く見られました。これは、親しみのある交流や支え合い等深い交流が少ない傾向にあり孤立感を抱える住民がある程度存在するものと考えられます。こうした状況は、地域の安心感や信頼関係の基盤を弱め、支援が届きにくい環境を生み出しています。

また、地域課題が複雑化・多様化する中で、住民が自らの生活課題と他者の同じような生活課題を「自分ごと」として捉えることが難しくなっています。支援を必要とする人が地域の一員として尊重される意識が十分に浸透しておらず、課題の共有や協働による解決が進みにくい状況です。

さらに、地域活動においては、継続的な担い手の存在が地域の強みである一方、新たな人材の参加不足が課題となっています。活動の担い手が偏っていることで、地域全体の活力や多様性が十分に活かされていない現状があります。

解決に向けたアイデア

- ・ 地域の中で人と人がつながり、支え合える関係性を築く取り組み
- ・ 情報通信技術である ICT を活用した相談対応の取り組み
- ・ 地域組織の育成や地域リーダーの役割分担

地域の中で人と人とのつながりを育むため、高齢者、子育て世代、若者、外国人、障害者等、住民同士誰もが自然に声をかけ合い、困りごとに気づき、支え合える関係性を築いていく必要があります。地域の中で人と人がつながれる取り組みを進めることで、日常の中でさりげなく関係をつなぎ、地域の安心感や支援の輪を広げるきっかけとなることを目指します。

さらに、地域住民が安心して相談できる環境を整えるために、ICT を活用した情報提供や相談対応の仕組みを導入することで、時間や場所にとらわれず、誰もが気軽に相談できる体制を整え、住民の不安や悩みに迅速に対応できるようにします。

また、地域住民と行政が協働して、こどもの頃から継続して地域活動に関われるような地域組織の環境づくりを進めます。住民みんながつながる場を設けることで、安心して地域への愛着や参加意識を育みます。

次に、地域リーダーの役割を明確に分担し、リーダー育成と負担の少ない参加の仕方を設計することで、誰もが無理なく関われる体制を整えます。これにより、新たな担い手の参加を促進します。

5年後の目指す姿

- ・ 人と人とのつながりを自然に生み出す環境が醸成され、住民同士が気軽に声をかけ合える関係が広がっている状態
- ・ みんなが簡単に使える便利なデジタル技術が広まり、人と人がつながり、お互いに助け合えるようになっている状態
- ・ 誰でも参加できる地域活動が存在している。

地域の中には、高齢者、子育て世代、若者、外国人、障害者等、誰もが人と人とのつながりを自然に生み出す環境が醸成され、住民同士が気軽に声をかけ合える関係が広がることで、地域の中で自然に交流のきっかけが発生し、困りごとに気づき、必要な支援につなげる事ができ、誰もが安心して相談できる環境が整い始めています。

さらに、誰もが簡単に使える便利なデジタル技術が地域に広まり、情報の共有や相談、支援のやりとりがスムーズに行われています。デジタル技術の活用により、人と人とのつながりがより強化され、お互いに助け合える地域社会が実現しています。

また、地域では、子どもから高齢者まで、それぞれの関心やライフスタイルに応じて担い手となれる地域活動が存在し、地域一人ひとりの交流が自然に生まれ、地域全体の活力が高まっています。

20年後の目指す姿

世代も属性も超えて、みんなでお互いさまの意識のもとに、つながり
支え合って、補い合ってそれぞれが生きがいと前橋愛を持って暮らし
ている状態

- ・ 高齢者、子育て世代、若者、外国人、障害者等、誰もが地域活動に自然に関われる。
- ・ 人と人がつながる風土が定着し住民一人ひとりが自然に支え合う関係性を築いている。
- ・ 地域活動が継続され、誰もが役割を持って参加できる。

高齢者、子育て世代、若者、外国人、障害者等、誰もが地域活動に自然に関われる環境が整っています。多様な背景を持つ住民が互いに認め合い、支え合いながら、地域の一員として活躍できるまちづくりが進んでいます。

さらに、地域には、人と人がつながる風土が定着し、住民一人ひとりが自然に支え合う関係性を築いています。人と人をつなげる役割を担う人材が地域の中に定着し、日常の中での声かけや気づきが、支援の輪につながる仕組みとして機能しています。誰もが孤立せず、安心して暮らせる地域社会が実現しています。

また、地域活動は、こどもから高齢者まで、誰もが自分の役割を持って参加できる仕組みが確立されています。活動を通じて人と人とのつながりが深まり、地域の活力が維持されています。

視点に基づく施策

<方向性 2 > 「人と人がつながり地域の様々な主体が連携できる環境づくり」	
【視点1】	地域の中で人と人がつながり、支え合える関係性を築く取り組み 地域の中で人と人がつながれる取り組みを進めることで、日常の中でさりげなく関係をつなぎ、地域の安心感や支援の輪を広げるきっかけとなることを目指す。 (例) 地域や福祉に関わる様々な人材による交流活動の創出
【視点2】	ICTを活用した相談対応の取り組み ICTを活用した相談対応の仕組みを導入し、時間や場所にとらわれず、誰もが気軽に相談できる環境を整える。 (例) ICTを活用した初期相談
【視点3】	地域組織の育成及び地域リーダーの役割分担 世代を超えて、こどもの頃から継続して地域活動に関われる場を整え、地域への愛着や参加意識を育むとともに、地域リーダーの役割を明確に分担し、リーダー育成と負担の少ない参加の仕方を設計し、誰もが無理なく関われる体制づくりを行う。 (例) 地域組織の育成の推進、地域のNPO法人・ボランティア団体等の支援



直接成果の検証	
(質的指標)	地域の交流や担い手の活動の満足度、また地域活動における負担感の減少等



本市が目指す20年後の姿(最終目標)	
	世代も属性も超えて、みんなでお互いさまの意識のもとに、つながり支え合って、補い合ってそれぞれが生きがいと前橋愛を持って暮らしている状態

「方向性3」

だれがやっても支援の効果を出すことができる

仕組みづくり

地域住民一人ひとりが、安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、持続可能で誰もが参加しやすい**支援の仕組みや制度**を構築します。

【視点1】包括的支援体制の整備

【視点2】地域内での情報の発信・共有及び、人と組織をつなぐ役割を担う人材の育成

【視点3】福祉と防災の連携や地域防災、防犯力の向上を通じた福祉の充実

現状と課題

- ・ 相談窓口が分散しており、住民がどこに相談すればよいか分かりにくい
- ・ 地域のつながりの希薄化
- ・ 高齢者・障害者・こども等、災害時の要配慮者支援体制のばらつき

地域において、困りごとがあっても、どこに相談すればよいのか分かりにくく、情報が届かないといった声が多く聞かれます。また、支援が必要な人が複数の課題を抱えている場合、制度の狭間で支援が届かないケースがあり、さらに相談窓口が分散しており、住民がどこに相談すればよいか分かりにくい状況があります。

また、市民アンケートから地域のつながりが希薄化しており、支え合いの機会が減少しているため、防犯への懸念等が地域福祉の課題として浮き彫りになっています。

さらに、近年、自然災害が頻発する中で、高齢者や障害者、子育て世帯等、支援を必要とする人々が災害時に取り残されるリスクが高まっています。災害時要配慮者への支援体制が地域ごとにばらつきがあることが課題です。

解決に向けたアイデア

- ・ 関係機関同士が連携して支援を行う仕組みの構築
- ・ 人と組織をつなぐ人材の育成
- ・ 福祉と防災の連携や地域防災力の向上を通じた福祉の充実

地域における複雑で多様な課題に対応するため、本市では関係機関同士が連携して支援を行う仕組みの構築を推進します。

様々な相談も受け止め、必要な支援につなげる体制を整えるとともに、誰もが地域の一員として役割を持ち、社会とつながる機会を広げます。

また、福祉・医療・行政・地域団体等をつなぐ役割を担う人材を育成し、地域の情報や支援資源を把握し、必要な人に届ける「つなぎ手」として機能することで、支援の流れが見える化され、誰もが安心して相談できる仕組みが整い、顔の見える関係づくりを通じて、地域の中で支援が自然に生まれる環境を育てていきます。

さらに、福祉と防災が連携をし、災害時や緊急時にも支援が途切れない仕組みを整えることで、地域の防災力や防犯力を高めながら、誰もが安心して暮らせる福祉の環境を充実させていきます。

5年後の目指す姿

- ・ 地域において、誰もが気軽に相談できる窓口が整備されており、支援が必要な人が、複数の課題に対して切れ目なく支援を受けられる状態
- ・ 人と組織をつなぐ仕組みが整っている状態
- ・ 福祉関係者と防災関係者が連携し、地域住民や関係者も含めた協働体制が構築されている状態

地域において、誰もが気軽に相談できる窓口が整備されており、支援が必要な人が、複数の課題に対して切れ目なく支援を受けられ、地域の多様な主体が連携し、支援のネットワークが機能しています。これにより、困りごとを抱える人が孤立することなく、地域全体で支え合う仕組みが機能しています。

さらに、人と組織をつなぐ役割を担う人材が育ち、住民の困りごとや地域課題が、適切な支援につながる仕組みが整い、福祉・医療・行政・地域団体等との橋渡しを行い、支援の流れがスムーズに機能する環境が広がり始めています。

また、福祉関係者と防災関係者が連携し、地域住民も含めた協働体制を構築することで、災害時や緊急時にも地域が安心できる環境が整っています。

20年後の目指す姿

地域住民が生き生きと活躍し、共に支え合うことで、誰もが安心して暮らせる支援が自然に機能する状態

- ・「何でも相談できる場所」があり、専門職だけでなく地域の人材が話を聞いてくれる環境がある。
- ・地域のつながりが強まり、困りごとが見え、自然に助け合える関係が築かれている。
- ・福祉と防災とが連携した地域づくりが進み、誰もが安心して生活できる環境が整っている。

「何でも相談できる場所」が地域の中に存在し、専門職だけでなく、地域の人材が気軽に話を聞いてくれる環境が整っています。こうした相談の場が、住民の安心感とつながりを深め、地域福祉の基盤となっています。

また、声をかけあう等、関係性が深まることで、住民同士が困りごとに気づき、自然に助け合える関係が築かれています。こうした支え合いの中で、人と組織をつなぐ役割が日常の中に根付き、住民一人ひとりが安心して相談できる環境が確立されています。支援を必要とする人が孤立することなく、地域の中で尊重され、必要な支援につながる仕組みが持続的に機能しています。

さらに、福祉と防災が連携した地域づくりが進み、災害時には地域全体で支え合い、誰もが安心して避難できる環境が整います。支援が必要な人も地域の一員として尊重され、平時からのつながりが災害時や緊急時、防犯面でも自然に機能する、持続可能な地域共生社会が実現します。

視点に基づく施策

<方向性 3 > 「だれがやっても支援の効果を出すことができる仕組みづくり」	
【視点1】	包括的支援体制の整備
	様々な支援関係機関同士が連携し、多様な課題に対応できる体制の整備。 (例) 支援機関の連携による包括的な支援体制の構築と運用
【視点2】	地域内での情報の発信・共有及び、人と組織をつなぐ役割を担う人材の育成
	住民同士が気軽につながれる環境を整え、人と組織をつなぐ人材を育成することで、支援が届きやすく、相談しやすい地域の仕組みづくり。 (例) 生活支援体制整備事業の充実
【視点3】	福祉と防災の連携や地域防災、防犯力の向上を通じた福祉の充実
	地域防災との連携を推進し地域の防災、防犯力の向上。 (例) 地域住民・福祉関係者・防災関係者の協働による訓練や啓発活動



直接成果の検証
(質的指標) 相談体制の満足度等の把握や支援実績の事例検証。防災、防犯対策への充実感



本市が目指す20年後の姿(最終目標)
地域住民が生き生きと活躍し、共に支え合うことで、誰もが安心して暮らせる支援が自然に機能する状態

4. 前橋市地域福祉計画における「再犯防止推進計画」及び「成年後見制度利用促進計画」の位置づけと意義

地域福祉計画は、すべての市民が安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指すものであり、年齢や障害の有無、国籍や生活状況にかかわらず、誰もが地域の一員として尊重され、支えあえる仕組みづくりを推進するものです。

この理念のもと、第3次前橋市地域福祉計画の中に再犯防止推進計画および成年後見制度利用促進計画を位置付けて以下の内容に取り組みます。

(1) 社会的孤立の防止と包摂の促進

再犯防止や成年後見制度の対象となる方々は、社会的な孤立や支援の不足により、地域とのつながりを持ちにくい状況にあります。地域福祉計画の中でこれらの制度が一体となり推進することで、支援が必要な人々を地域の中で包摂し、孤立を防ぐ環境づくりを目指します。

(2) 地域住民の理解と参加の促進

再犯防止や成年後見制度は、専門的な制度である一方で、地域住民の理解と協力が不可欠です。地域福祉計画の中でこれらを取り上げることで、地域住民が制度について理解を促進し、支援活動や見守り、相談対応等に参加するきっかけをつくりだします。

(3) 多様な主体による連携の強化

地域福祉の推進には、行政だけでなく、市民、福祉団体、企業、教育機関等多様な主体の連携が求められます。再犯防止や成年後見制度は、司法・福祉・医療・地域が連携する必要がある分野であり、地域福祉計画の中で包括的に取り組むことで、連携体制を強化していきます。

(4) 誰もが役割を持てる地域づくり

関係機関や専門職だけでなく、地域に暮らす市民も、地域福祉の担い手として育成されることが重要です。再犯防止や成年後見制度の取り組みを通じて、地域の中で「できることから関わる」市民を増やし、誰もが役割を持てる地域づくりを進めていきます。

【前橋市再犯防止推進計画】

この計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づく市町村における「再犯防止等に関する施策の推進に関する計画」として位置づけます。

国の「第二次再犯防止推進計画」では、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、3つの基本的な方向性と7つの重点課題を示しており、群馬県の「第二次群馬県再犯防止推進計画」においても、県内の実情を踏まえた施策の計画的推進を進めています。

本市においても、実情に応じた再犯防止に関する取り組みを推進し、市民が犯罪による被害を受けることを防止するとともに、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

○国、県及び民間団体との連携

前橋保護観察所、前橋保護区保護司会、前橋更生保護女性会、前橋市社会福祉協議会等と連携し、犯罪をした人等の社会復帰と立ち直りの支援への取り組みを進めます。また、「群馬県再犯防止・立ち直り支援ネットワーク会議」へ参加し、群馬県との連携を図ります。

○再犯防止に関する周知啓発

犯罪や非行の防止と立ち直りを支援する取り組みである「社会を明るくする運動」等を通じて、再犯防止に関する地域での意識の醸成を図ります。

○就労・住居の確保

ハローワークの常設窓口設置によるナビゲーターとのワンストップ型の就労支援や就労体験等の段階的な就労準備支援、生活困窮者からの相談に応じ包括的な支援を行う自立相談支援事業を実施するとともに、居住先確保に向けた居住支援法人との連携に努めます。

○更生保護活動への支援

更生保護ボランティア団体の前橋保護区保護司会及び前橋更生保護女性会の活動に対する支援を行います。

○保健医療・福祉サービスの利用支援

前橋地方検察庁、前橋保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センター等の関係機関と連携し、福祉的支援を要する者への支援調整を図ります。

【前橋市成年後見制度利用促進計画】

この計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用促進に関する施策について基本的な計画」として位置づけます。

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画では、地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進を目標とし、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取り組みをさらに進めるとしており、本市においても、国の目標やKPIを踏まえ、成年後見制度の利用促進を目指して取り組んでいきます。

○中核機関及び協議会の整備・運営

・中核機関の運営

地域連携ネットワークの旗振り役である中核機関を、専門的業務を継続的に対応できる前橋市社会福祉協議会に委託し、制度の利用促進を進めます。

・協議会の連携・協力関係の推進

協議会に位置づけている地域ケア会議（高齢部門）及び障害者虐待防止・差別解消ネットワーク会議（障害部門）を通じて、多様な主体が理念を共有し、それぞれの役割を発揮しながら連携・協力していく関係を推進していきます。

○地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備

・地域連携ネットワークの充実

地域における見守り活動の中で、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分で、権利擁護支援が必要な人を早期発見し、必要な支援へ結びつけるために、地域連携ネットワークの更なる充実を進めます。

○地域連携ネットワークの機能を強化するための取り組みの推進

・中核機関のコーディネート機能の強化

地域連携ネットワークが、多様な主体による参画や連携・協力を得て、持続可能な形でその役割を果たしていく上で、中核機関が担うコーディネート機能は重要であるため、機能を強化していくための取り組みを進めていきます。

・担い手の確保・育成等の推進

権利擁護支援のニーズの顕在化や、認知症高齢者の増加等により、後見人等の担い手の確保・育成等の重要性は増していることから、その担い手の確保・育成等を推進します。

○市長申立の適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

・市長申立の適切な実施

地域連携ネットワークの整備・拡充を進めることで制度が必要な人を発見し相談につなげることにより、市長申立の更なる活用につなげるとともに、市長申立に関する事務を迅速に処理できる体制の整備を進めます。

・成年後見制度利用支援事業の推進

市長申立について、申立に係る費用や後見人等への報酬について助成するだけでなく、市長申立以外の申立の場合にも対象を拡大するなど事業の更なる推進を図ります。

○任意後見制度の利用促進

人生設計についての本人の意思の反映・尊重という観点から、適切な時機に任意後見監督人の選任がされることなど同制度が適切かつ安心して利用されるための取り組みを進めます。

○総合的な権利擁護支援策の充実

国は成年後見制度等の見直しの検討を進め、より深めていくためには、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要があるとしています。そのため、前橋市社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業から、成年後見制度の利用が適当な場合の制度へのスムーズな移行の推進、及び公的な機関等による身寄りのない人などへの生活支援等のサービスや死後事務支援の取り組みを進めることで、権利擁護支援策を充実させていきます。

資料編

1. 関連計画

計画名	概要
前橋市こども計画	こども施策を総合的に推進するための計画
前橋市老人福祉計画・前橋市介護保険事業計画（まえばしスマイルプラン）	老人福祉施策全般を総合的かつ計画的に推進する計画及び、介護保険サービス等に関する見込み量とその方策を定める計画
前橋市障害者福祉計画（前橋は一とふるプラン）	障害者福祉施策全般を総合的かつ計画的に推進する計画
前橋市障害福祉計画及び前橋市障害児福祉計画	障害福祉サービス等に関する見込み量とその方策を定める計画
前橋市男女共同参画基本計画	本市・市民・事業者との協働による男女共同参画推進のための計画
前橋市健康増進計画「健康まえばし21」	市民の生涯を通じた健康づくりのための計画
前橋市食育推進計画「元気まえばし食育プラン」	家庭・学校・地域・生産者・行政が連携、協働しながら食育を推進するための計画
前橋市自殺対策推進計画	こどもから高齢者までの生涯を通じて生きるための総合的な支援に取り組む計画
前橋市地域防災計画	市域、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と市民福祉の確保に期するための計画
前橋市教育振興基本計画	教育行政を総合的に推進していくための計画

2. 「第3次前橋市地域福祉計画」策定までの取り組み

令和6年

- 5月 令和6年度第1回社会福祉審議会地域福祉専門分科会
- 6月 令和6年度第1回計画策定ワーキンググループ
- 10月 令和6年度第2回計画策定ワーキンググループ
- 11月～ 地域福祉市民ワークショップ
- 12月～ 地域福祉計画策定ワーキンググループの開催

令和7年

- 2月 令和6年度第2回社会福祉審議会地域福祉専門分科会
- 6月 市民アンケートの実施
- 6～7月 地域福祉計画策定ワーキンググループの開催
- 9月 計画素案に関する意見交換会
- 10月 地域福祉計画策定ワーキンググループ及び
社会福祉審議会地域福祉専門分科会意見交換会
- 12月 令和7年度第1回社会福祉審議会地域福祉専門分科会

令和8年

- 1月 パブリックコメントの実施
- 3月 令和7年度第2回社会福祉審議会地域福祉専門分科会

3. 委員名簿

前橋市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会

No.	所属等	委員区分	氏名
1	前橋市手をつなぐ育成会 会長	委員長	塩崎 政江
2	前橋市地区社会福祉協議会会長会 会長	委員	上野 厲治
3	前橋市保護区保護司会 会長	委員	荻原 高志
4	前橋市民生委員児童委員連絡協議会 元子ども福祉研究 委員長	委員	鳥島 雅彦
5	前橋市私立幼稚園・認定こども園 PTA 連合会	委員	石川 浩二
6	群馬県介護支援専門員協会前橋支部 副支部長	委員	高橋 豊
7	前橋市聴覚障害者福祉協会 会長	委員	山田 浩臣
8	前橋市社会福祉協議会 地域福祉課長	委員	山口 善子
9	群馬県老人福祉施設協議会中毛ブロック	委員	黒澤 瑞樹

地域福祉計画策定ワーキンググループ

No.	所属等	委員区分	氏名
1	高崎健康福祉大学 健康福祉学部 元教授	委員長	金井 敏
2	共愛学園前橋国際大学 国際社会学部 教授	委員	兼本 雅章
3	高崎経済大学 地域政策学部 教授	委員	原 史子
4	群馬大学大学院 保健学研究科 教授	委員	山上 徹也
5	群馬医療福祉大学 リハビリテーション学部 教授	委員	山口 智晴

第3次前橋市地域福祉計画

「前橋市再犯防止推進計画」 「前橋市成年後見制度利用促進計画」

(令和8年度～令和12年度)

発行日

令和8年3月

発行者

前橋市 福祉部 社会福祉課

〒371-8601

群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

TEL : 027-898-6142

FAX : 027-223-8325

メール shakai_fukusi@city.maebashi.gunma.jp
